

# 明日香村 文化財調査研究紀要

－ 創刊号 －

---

## 目 次

発刊にあたって

飛鳥地域における空間利用形態についての一試論

－掘立柱建物の統計的分析を通して－……………相原嘉之

飛鳥地域の地域史研究(1)

欽明天皇橿原坂合陵・陪冢 カナヅカ古墳の覚書……………西光慎治

---

平成12年 3 月

明日香村教育委員会



## 発刊にあたって

21世紀を目前に社会は、大きな変革の時代を迎えています。このようななか、明日香村も例外ではなく、様々な変革を迫られております。しかしながら、明日香村には、飛鳥文化の花開いた歴史が大地に刻まれており、これらの遺産を次の世紀へと正しく伝えることも私たちに課せられた責務でありましょう。変革と継承、この相反する事象ではありますが、次の世紀へどのような方法で文化遺産を保存・活用すれば良いのかを探るために、明日香村では飛鳥の文化財の調査研究を実施してまいりました。

飛鳥文化の解明には、様々なアプローチ方法が考えられます。例えば、飛鳥時代の明日香村だけを対象とするのではなく、飛鳥文化を芽生えさせた土壌（飛鳥前史）の検討や、都が去った後の飛鳥がどのように変化をしたのか（その後の飛鳥）も重要な研究対象となりましょう。また、その地域について、飛鳥と周辺地域とを視野に入れた研究が必要であります。更に史料・芸能・民俗・景観そして自然科学など、様々な方法論を駆使することによって、飛鳥文化を総合的に解明することが出来ると信じています。そしてこれらの学際的研究によって、飛鳥学（Asukalogy）なる学問領域を提起できればと考えている次第であります。

このような認識のもと、明日香村文化財調査研究紀要を創刊いたします。ここに掲載いたしました2編は、発掘現場での調査、その報告書作成等の合間に職員各人が、問題意識をもって取り組んだものであります。今後の飛鳥を考えていく上での問題提起・理解の深化・解明の一助となることを願ってやみません。みなさまの忌憚のないご批判・ご叱正の寄せられんことを願っております。

明日香村教育委員会  
教育長 森井 實



# 飛鳥地域における空間利用形態についての一試論

## －掘立柱建物の統計的分析を通して－

相原 嘉之

### I. はじめに

「詔曰、賜右大臣宅地四町。直廣式以上二町。大参以下一町。勤以下至無位、隨其戸口。其上戸一町。中戸半町。下戸四分之一。王等亦准此。」

これは日本で初めて条坊制を備えた「新益京」<sup>1)</sup>の宅地班給の記事、『日本書紀』持統5年(691)12月乙巳(8日)条である。この記事からも知られるように、新益京では最大4町から最低1/4町の宅地が官人に班給されていたことがわかる。次の奈良時代の平城京では宅地班給の記事は知られていないが、その副都である後期難波京では『続日本紀』天平6年(734)9月辛未(13日)条「班給難波京宅地。三位以上一町以下。五位以上半町以下。六位以下四分之一町之一。」とある。新益京に比べて半分程の面積の班給しかない。しかし、これを遡る天武朝の副都・前期難波京での宅地班給の記事は『日本書紀』天武12年(683)12月庚午(17日)条「詔曰、凡都城宮室、非一处、必造兩参。故先欲都難波。是以、百寮者、各往之請家地」と記され、宅地規模については記していない<sup>2)</sup>。では新益京以前の飛鳥地域での宅地の位置・構造とはいかなるものであろうか。これまで発掘調査が実施されている飛鳥中心部には、小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮などの宮殿・離宮や飛鳥寺・川原寺・橘寺の寺院しか存在しない。つまり、飛鳥の中心部では宅地の存在する空間的余地がないのである。飛鳥地域の宅地の位置については、後に検討するように、その周辺地域に存在するという見通しをもっている。残念ながら飛鳥周辺地域では広範囲な調査が行われてはおらず、条坊制が施工されていない飛鳥では、宅地の構造までは明らかではなかった。しかし、近年の調査において宅地と考えられる遺構の一部が確認されつつある。ただし、これらは建物の一部あるいは数棟が検出されただけで、建物の配置や宅地規模は依然として不明のままである。

飛鳥地域の宅地について論じたものには岸俊男・木下正史氏の研究がある。岸氏は主に天武天皇の皇子宮について、『日本書紀』『万葉集』などの記載からその位置について比定した(岸1981)。一方、木下氏は文献史料と共に発掘調査資料を用いて宅地の位置について検討を加えている(木下1991・1994)。共に宅地の位置や立地について検討し、飛鳥地域の宅地利用の一端を明らかにした。また、筆者も宮殿・宅地遺構を含めた、飛鳥地域の開発推移を時期ごとに検討したことがあり、その分布の変遷を通して倭京の実像にせまった。その結果、時期によってその範囲が異なり、京としては7世紀後半以降に形成され、7世紀前半にはその母胎が芽生えはじめていたと結論づけた(相原1993)。しかし、これまでの検討では飛鳥地域の宅地利用実態までは明らかとはなっていない。本稿では飛鳥地域における宅地空間の利用形態について検討を試みたい。しかし、未だ宅地の全貌を調査できた地点は乏しく、資料不足の感は否めない。また、飛鳥の宅地を考えるにあたっては、次の新益京の宅地との比較検討なしには成立し得ない。そこで、本稿では建物そのものがもつ属性を比較することによって、7世紀後半の飛鳥地域における空間利用形態についての考察を行うと共に、新益京における宅地班給状況との比較を試みることにする。

## Ⅱ. 飛鳥地域の宅地遺構

ここでは発掘調査で検出された新益京以前の宅地遺構について概観する。これらの中には宅地の一面だけが判明した例が多く、遺跡の性格についても宅地ではなく、官衙的性格が強いとされるものも含まれる。これらについては個々の概要で注記しておきたい。

**藤原宮内裏東官衙下層遺跡** 後の藤原宮の造営される平坦地に位置する。遺跡は掘立柱塀によって方形の区画が形成されていると考えられるが、北辺は調査区外であり南北規模は不明である。東西規模については西辺塀が確認できないが、検出状況からみて平安時代の遺構に破壊されている可能性が高い。とすれば東西約41～45mとなる。この区画の南辺西寄りに11間（7尺）×2間（7尺）の東西棟建物があり、その北東には3間以上（6尺）×2間（8.5尺）の南北棟がある。飛鳥浄御原宮時代の官衙か藤原宮造営に関連する施設の可能性が指摘されている（奈文研1985・1988a）。

**藤原宮西方官衙下層遺跡** 後の藤原宮西方官衙が造営される平坦地に位置する。遺跡は条坊に規制された区画の中にあり、2～3棟の小規模建物で一単位を形成している。柱穴規模や柱間間隔が狭く、ばらつきも大きい（奈文研1978a）。ただし現在の調査成果からは、長大な建物を除いては、藤原宮期の西方官衙との識別が難しい。

**藤原宮東南隅下層遺跡** 遺跡は後に藤原宮の造営される平坦地に位置する。検出したのは掘立柱塀で形成される区画の東南隅と推定される。掘立柱塀は9尺等間で東西6間分、南北2間分を確認しており、その外側には溝がめぐる。7世紀後半の土器が出土している。藤原宮期になると門と東西の塀が作られているが、大垣と外濠は確認できなかった（奈文研1975）。

**藤原京左京六条三坊下層遺跡** 香具山西裾に流れる中の川の西の平坦地に位置し、後の藤原京左京六条三坊東北坪の下層にあたる。遺跡は北辺を検出していないが、東西幅66.1mの掘立柱塀に囲まれている。南辺の中央には3間×1間の門が取り付け、その北側に4間分の目隠し塀がある。区画内には3棟の南北棟建物があるが、正殿は北方の未調査地に推定される。これらの遺構から飛鳥Ⅳ～Ⅴの土器が出土する（奈文研1986・1987a）。

**興善寺跡** 香具山南麓の南へ延びる尾根上に位置する。検出した遺構には桁行7間、梁行4間の10尺等間の東西棟の正殿とその前面を区画する掘立柱塀、入り口に相当する切通しがある。7世紀末～8世紀初頭である（橿原市1992）。

**雷丘北方遺跡** 雷丘北方の飛鳥川までの東から西へ下がる緩い平坦面に位置し、後の左京十一條三坊西南・西北坪にあたる。検出した遺構には四面庇の正殿と脇殿・前殿がある。これらを東西78mの掘立柱塀が囲む。遺跡の中軸は坪の中軸線に一致し、敷地は南北二町分にまたがる（奈文研1992・1994・1995a）。

**奥山リウゲ遺跡** 山田道の北側で、奥山久米寺の南東にあたり、東から西への傾斜地にあたる。検出した遺構は南北棟掘立柱建物が1棟だけだが、6間（7.5尺）×2間（10尺）で、柱穴も一辺100～140cmの大型である。地形からみて東方に正殿と東脇殿が推定され、この建物は西脇殿になる可能性がある。7世紀後半の遺跡である（明日香村1990）。

**上ノ井出遺跡** 飛鳥資料館建設に伴って発見された遺跡で山田道の北側にあたり、丘陵のやや奥まった南斜面に位置する。ここでは大規模に整地された中に掘立柱建物や井戸・石組暗渠がある。7世紀後半を中心とした遺跡である（奈文研1973）。

**平吉遺跡** 甘樫丘北麓にあたり、北西へ緩傾斜する平坦地に位置する。検出した7世紀後半の遺構には掘立柱建物・塀・池状遺構・炉などがある。特に、建物とこれに取り付く塀がこ

の遺構群の中心になっており、遺構方位もこれに合う。また、L形の堀に囲まれた内側に炉が3基検出されている。工房関連の施設と推定されている。なお、7世紀前半の遺物には豊浦寺関連瓦が大量に出土している（奈文研1978b）。

**藤原京右京十二条四坊下層遺跡** 石川池の北西300mの台地上にあたる。飛鳥時代の遺構は整地層上につくられた石組の暗渠だけである。幅70cmで延長24.5mを検出した。途中木樋を使用している箇所もある（千塚資料館1994）。

**小原宮ノウシロ遺跡** 大伴夫人之墓の東方100mにあたり、東西にのびる尾根上に位置する。検出した遺構には掘立柱建物3棟と掘立柱堀1条がある。調査区の関係で建物規模は確定できないが、数時期の変遷がみられる（明日香村1991）。

**東山マキド遺跡** 飛鳥坐神社の東400mにあたり、南東から北西へのびる尾根上の平坦面に位置する。この平坦面は地形図をみるかぎり東西200mにわたって削平されている状況がみられ、飛鳥時代の造成の可能性がある<sup>3)</sup>。検出した遺構には掘立柱建物8棟、掘立柱堀2条があり、数時期の変遷が伺われるが、調査区の関係で規模の確定できるものはない。しかし、この中には底付の建物も含まれる。7世紀代の遺跡で、周辺地域は中臣鎌足の誕生地にあたることから、中臣氏に関係する遺跡である可能性もある（明日香村1992）。

**飛鳥池遺跡** 飛鳥寺の東南に位置する谷部にあたる。遺跡は飛鳥寺の東南辺の道路の南にひろがり、ほぼ中央にある掘立柱堀を境に、北側に管理施設、南側に工房施設が分かれる。出土遺物から、金・銀・銅・鉄製品・ガラス・玉・漆製品・瓦、そして富本銭を作っていた総合工房であることが判明している（奈文研1998・1999a）。

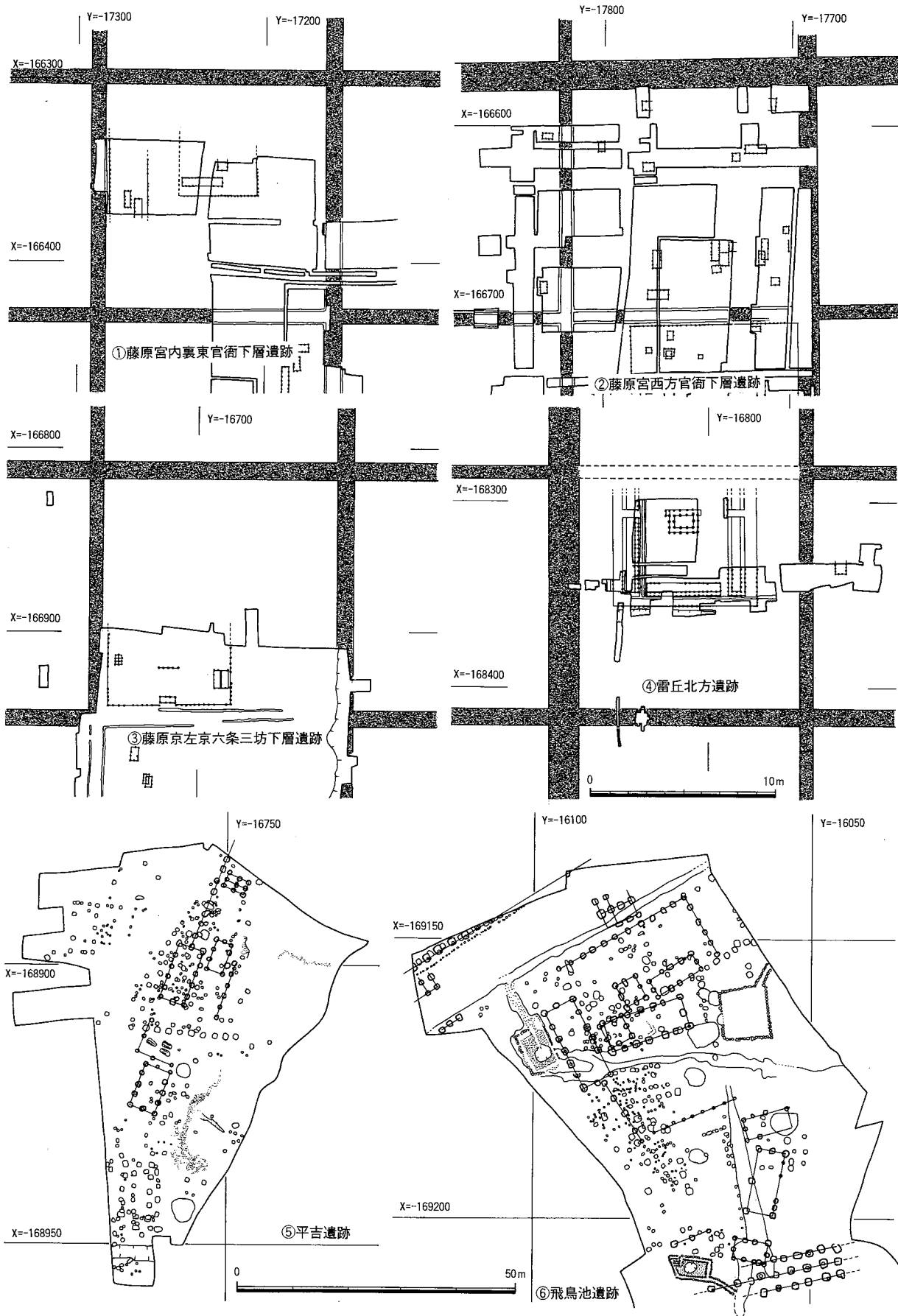
**酒船石遺跡** 酒船石遺跡の北東にあたり、南東から北西への斜面に位置する。検出した遺構は南北棟掘立柱建物1棟だけであるが、桁行4間以上、梁間2間以上で柱間10尺・9尺で、柱穴の一辺も100～110cmと大型である。酒船石遺跡関連か邸宅遺構のいずれかの性格が考えられている（明日香村1996）。

**川原ケブタ遺跡** 甘樫丘東南麓の谷筋にあたり、北東から南西へ傾斜する。検出した遺構は長辺90cm、短辺60cmの柱穴2基だけだが、位置・埋土・形態からみて、掘立柱建物の柱穴と推定される。柱間は6mで、梁間2間（10尺）の南北棟建物と推定できる（明日香村1994）。

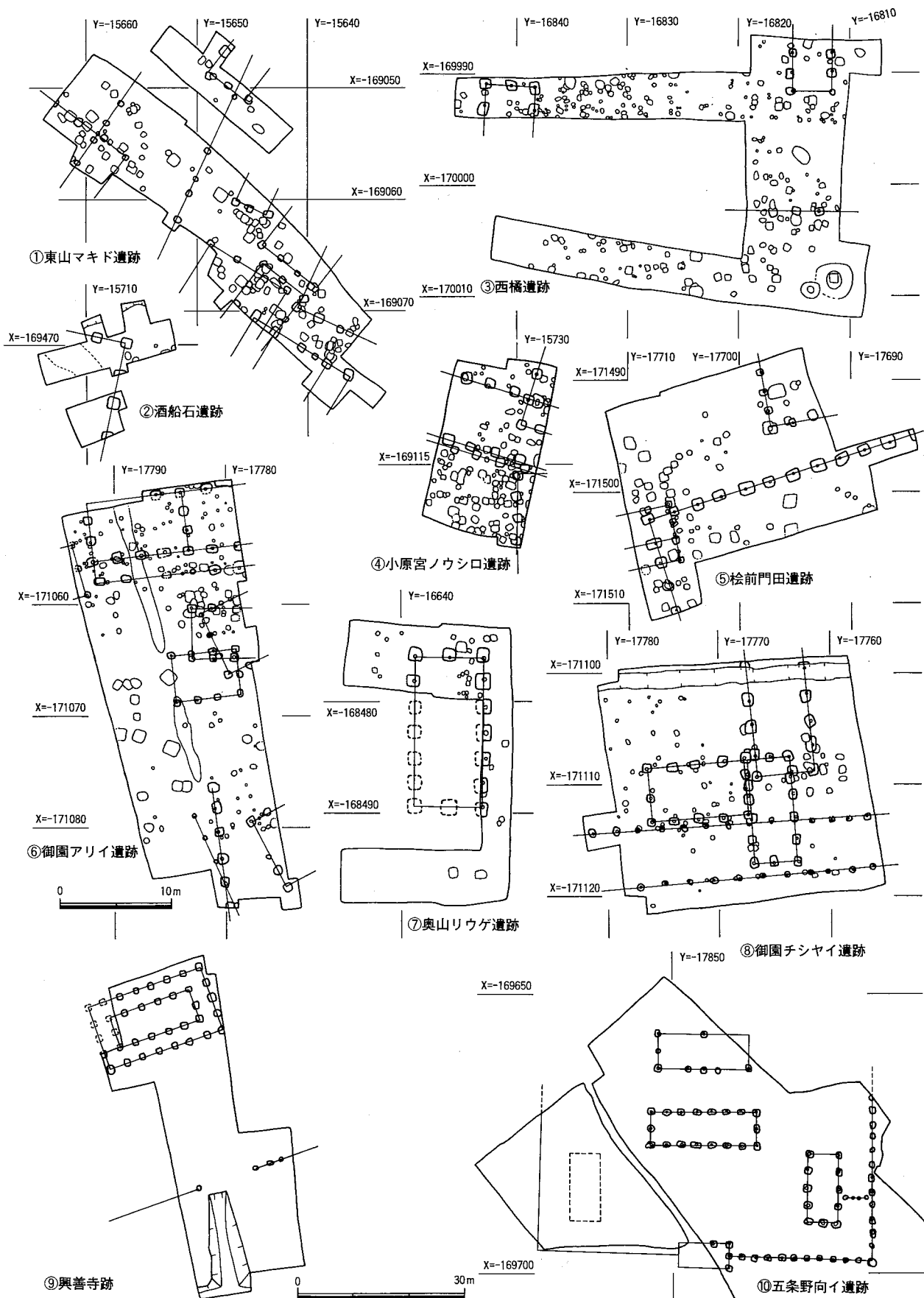
**五条野向イ遺跡** 見瀬丸山古墳の南東にあたり、南東から北西へのびる尾根上の平坦面に位置する。検出した遺構には掘立柱堀に囲まれた正殿・後殿・東脇殿・南門がある。区画堀は南辺・東辺の一部を確認しただけだが、東西60mの区画が推定される。この南辺には八脚門がとりつき、門の南には通路が推定される<sup>4)</sup>。南門を入ると7間（9尺）×2間（10尺）の正殿があり、さらに後方に6間（9尺）×2間（10.5尺）の後殿がある。正殿の斜め前方には脇殿があり、コ字形の配置が推測される。7世紀後半～末の時期である（千塚資料館1999）。

**小山田遺跡** 甘樫丘南麓の南へと延びる尾根を削平して、約80m四方の平坦面が形成されている。現地にはすでに養護学校が建設されており、遺構の検出は難しいが、「旦波國多貴評草上」と記された木簡が出土している（和田1991）。また、南の谷では東西道路と交差する南北道路が検出されており、小山田遺跡への進入路と考えられる（明日香村1998）。

**西橋遺跡** 西橋遺跡は橋寺西方の尾根上に位置し、尾根の最も高い場所に幅12mの東西道路が通過する。検出した遺構には掘立柱建物2棟と掘立柱堀1条がある。共に、調査区の関係で規模は確定できないが、一辺1mの柱穴掘形をもつものもある。この南の谷には大量の土器と共に木簡・木製品も出土しており、7世紀中頃のものとして推定している（明日香村1993）。また、



第1図 飛鳥地域の宅地遺構① (①～④：1/3000、⑤～⑥：1/1000)



第2図 飛鳥地域の宅地遺構② (①~⑧: 1/500、⑨~⑩: 1/1000)

遺跡南半には桁行5間以上、梁間2間の身舎に南庇が付く東西棟掘立柱建物がある。柱間寸法は6.5尺等間で、飛鳥Vの溝よりも古いことから、7世紀後半の建物であろうか<sup>5)</sup>。

**立部ヨウトマエ遺跡** 定林寺の南東300mにあたり、北西に緩傾斜するやや奥まった位置にあたる。検出した遺構は掘立柱建物1棟だけだが、桁行5間、梁間2間で、柱間寸法は8尺等間である。柱穴掘形は一辺1mとやや大きい。7世紀代の建物と推定している<sup>6)</sup>。

**阪田ミヤノ口下遺跡** 都塚古墳の南東150mの南から北への傾斜地に位置する。検出した遺構は7世紀後半の幅50cmの石組溝一条だけだが、この南に宅地が存在する可能性が高い（明日香村2000b）。

**平田クルマゴエ遺跡** 中尾山古墳の北側の尾根にあたり、尾根頂部からやや東に下った平坦面に位置する。検出した遺構は掘立柱建物2棟である。共に南北棟で、うち1棟は一辺1mの掘形をもつ。7世紀後半の土器が出土している（榎考研1983a）。

**御園アリイ遺跡** 阪合交差点の北東に位置する。方位によって4時期の変遷がみられる。このうちⅢ期は桁行7間以上の南庇付大型建物を中心に計画的な建物配置がみられる。御園チシヤイ遺跡とは東西道路を挟んだ位置にある（明日香村1997a）。

**御園チシヤイ遺跡** 阪合交差点の南東に位置する。重複関係から4時期の変遷がみられる。特に、北端で検出した東西溝は道路南側溝の可能性もある（榎考研1984a）。

**桧前門田遺跡** 檜隈寺の東130mの位置にする。検出した遺構は東西堀と西端で南へ折れる南北堀で、区画施設の北西隅である。これらの柱穴規模は一辺80～140cmの大型のものである。周辺地形からみて、50m四方の区画が推定される。その位置から檜隈寺の造営・管理に関与した有力渡来系氏族の宅地と推定されている（明日香村1997b）。

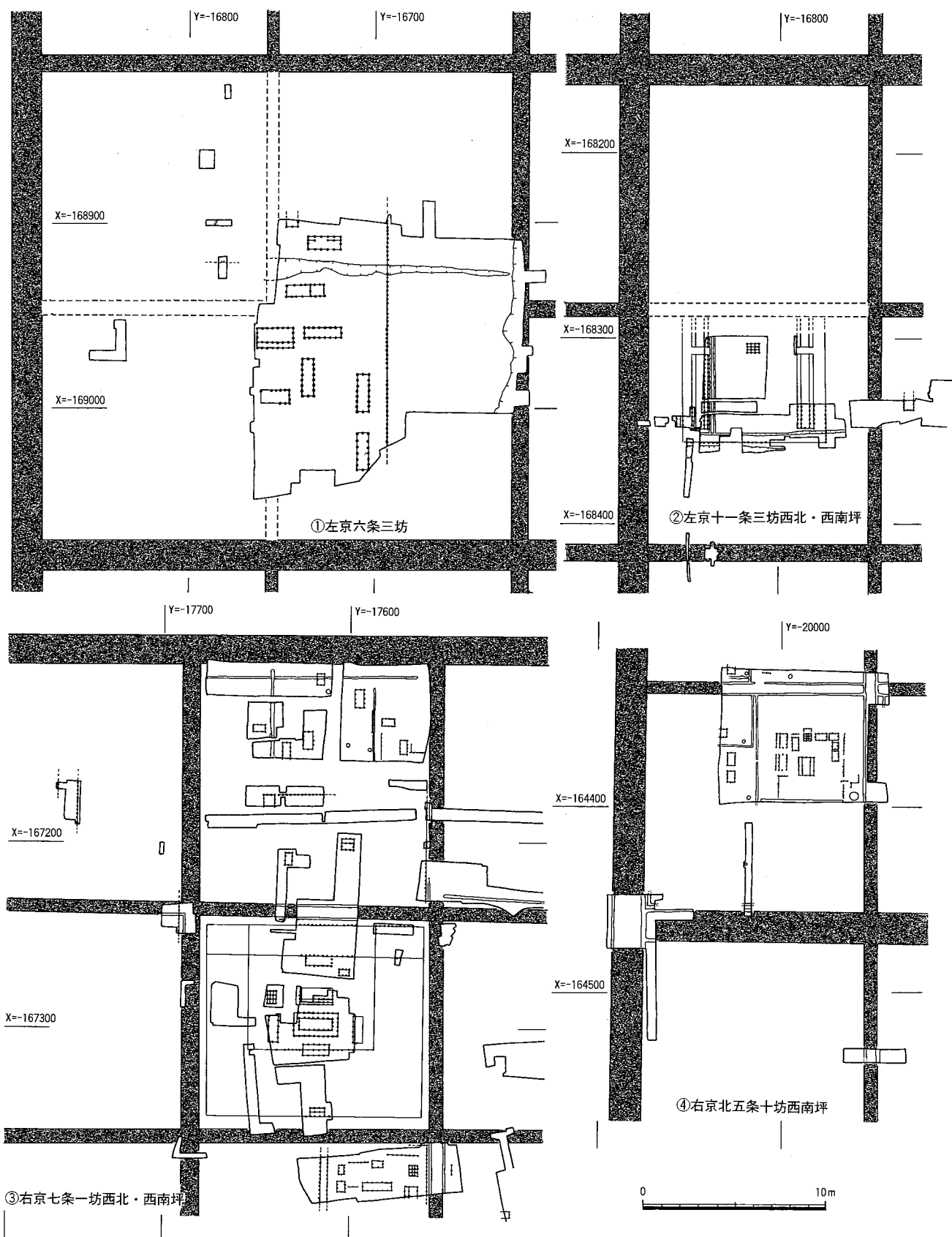
**桧前上山遺跡** 紀路の東にあたる尾根の上部に位置する。検出した遺構には掘立柱建物・堀・土塁状遺構がある。建物は尾根頂部（土塁状遺構）から東に降りた場所に位置し、3間×2間の南北棟で、ほかにも多数の柱穴群がある。2トレンチでは3間×3間の総柱建物がある。出土遺物には磚・榛原石がある。7世紀後半を中心とする（榎考研1983b）。2次調査でも4間×2間の掘立柱建物や堀がみついている。その性格については官衙的性格が指摘されている（榎考研1985）。

**佐田遺跡群** 紀路の西にあたる丘陵上に位置する。検出した遺構には、掘立柱建物・堀・竪穴住居がある。紀路を挟んで東に位置する桧前上山遺跡と共に飛鳥外城の防御施設と推定されている（榎考研1984b）。

この他にも遺物が出土しただけのものもある。**高家遺跡**では尾根上から投棄されたと考えられる土器が大量に出土している（榎考研1996）。**山田寺下層遺跡**では、山田寺造営時の整地層や以前の遺構から7世紀前半の土器が出土しており、蘇我倉山田石川麻呂の邸宅が近辺にあったことが推定されている（奈文研1990b）。**中尾山古墳隣接地**では掘割状遺構が検出され、7世紀中頃～後半の土器が大量に出土している（榎考研1983c）。**甘樫丘東麓遺跡**では7世紀中頃の焼土層があり、蘇我蝦夷の邸宅の可能性が指摘されている（奈文研1995b）。**飛鳥池東方遺跡**ではL形に折れる掘立柱堀があり、方形区画を形成している可能性もある（奈文研1999b）。**御園西浦遺跡**でも掘立柱堀が検出されている（明日香村1999）。

### Ⅲ. 新益京の宅地利用形態

新益京の宅地については、一部の地域を除いて明らかではなかった。それは平城京・長岡京



第3図 新益京の宅地遺構 (1/3000)

等の都城遺跡に比べて、京内における調査面積が少ないことによる。さらに新益京の京域については従来より広い「大藤原京」が近年提示され、その実態が徐々に明確になりつつある<sup>7)</sup>。その「大藤原京」域については、昨年はじめて遺跡として周知され（奈良県1998）、ようやく行政的にこの地域を調査できる体制が整いつつある。ここでは近年の調査成果を基に竹田政敬氏がまとめている新益京の宅地についての考察（竹田1998）を基に、新益京の宅地利用について整理しておきたい。

新益京の宅地のうち、これまでの調査で占地の状況がある程度判明するものには、四町宅地が1例、二町宅地が4例、一町宅地が15例、二分の一町宅地が1例、四分の一町宅地が12例、八分の一町宅地が4例ある。

**四町宅地**については、左京六条三坊の藤原京後半期がある。坊中軸線上に正殿・前殿があり、その東及び南東に4棟の脇殿がある。西半部については未調査であるが、左右対称の建物配置が推定されている。右大臣の宅地、あるいは左京職の可能性が指摘されている（奈文研1986・1987a・1988b）。

**二町宅地**については、左京六条三坊東北・東南坪の藤原京期前半、右京七条二坊東北・東南坪、左京七条一坊東北・東南坪、左京十一条三坊西北・西南坪がある。右京七条二坊東北・東南坪は宅地内の様子は不明だが、宅地の東外郭堀が七条条間路を越えて両坪に延びることから、二町占地であることがわかる。左京七条一坊東北・東南坪では「皇子宮」「帳内」と記された木簡が出土したことや坪内に大型建物がみられることから、皇子クラスの宅地と推定されている（千塚資料館1995）。左京十一条三坊西北・西南坪の藤原京期は坪中軸線上に総柱建物の正殿とその南東・南西に長廊状の脇殿、その後方にも脇殿があり西南坪を越え、西北坪にまたがる（奈文研1992・1994・1995a）。

**一町宅地**については、左京一条四坊西南坪・左京二条三坊西南坪・右京二条三坊東北坪・東南坪・西南坪・右京三条三坊東北坪・西北坪・東南坪・左京四条三坊B期・右京六条四坊西南坪・左京七条二坊東南坪・左京七条三坊西南坪・右京七条一坊西南坪・右京八条一坊東北坪・右京十一条四坊西北坪がある。しかしながら建物配置の判明する調査例は少ない<sup>8)</sup>。この中で右京七条一坊西南坪では坪内を内郭と外郭の二重に囲み、それぞれ南辺中央に門を置く。内郭には四面庇の正殿の背後に後殿、東西に脇殿を配し、左右対称の配置をとる。その配置からみて、官衙ではなく宅地の可能性が高い（奈文研1987b）。また、左京四条三坊東南・西南坪（B期）では両坪の南北二分する位置に堀をたて、両坪南半を一体として使用している例もある（奈文研1991a）。

**二分の一町宅地**については、右京七条一坊西北坪が推定されている。坪の南北二分線に堀を設け、坪を二分している。北半ではさらに溝によって東西に3区画をつくる（奈文研1991b）。

**四分の一町宅地**については、右京北五条十坊西南坪・東南坪・西北坪・左京四条三坊東北坪・西北坪・右京八条一坊西北坪・右京十条四坊西北坪・右京十条五坊西南坪などがある。これらの多くは坪を二分する位置に道路・溝等の区画施設があるだけであるが、建物配置の判明する右京北五条十坊西南坪には、同坪の北西部に、二面庇の主殿を中心に両側に附属建物がある（檀原市1997）。右京八条一坊西北坪でも中心に6×2間の建物をおき、左右に脇殿風建物がある（奈文研1999c）。

**八分の一町宅地**については、右京北五条十坊西南坪・左京北三条四坊西南坪・右京八条四坊西南坪・右京八条五坊西南坪がある。

新益京の宅地は藤原宮同様に、二町以上の宅地は先行条坊を埋め立てて占地する。また二分の一町以下の宅地は1町を道路・堀・溝によって等分割し占地することが判明している。その立地は、大規模宅地が藤原宮の周辺に多くみられる傾向があり、一方、東西四坊よりも遠方に四分の一町以下の宅地がみられる傾向がある。また、これまでの調査では宮内・京内において藤原京時代でも2時期の変遷がみられる調査例があるが、先行条坊施工の7世紀後半～8世紀初頭に限っても、①先行条坊の施工期（宮造営以前の遺構）②藤原宮造営期（宮造営に関する遺構）③官衙造営期（藤原宮前半）④官衙改修期（藤原宮後半）と複雑な変遷が指摘されている（奈文研1996）。このことからみても、7世紀後半の遺構の性格についてもにわかに確定しがたい。さらに、宮内よりも京内については条坊施工後の遺構について、それが藤原京遷都以前か遷都後の遺構なのかの確定が難しい。

#### IV. 新益京の掘立柱建物

前章では新益京の宅地利用例について概観してきたが、現状では飛鳥地域の宅地と直接比較することができない。そこで本稿では掘立柱建物そのものもつ属性についての比較を試みてみたい<sup>9)</sup>。その分析項目は、建物の桁行間数・桁行寸法・梁行間数・梁行寸法・柱穴掘形径である。データの抽出にあたっては、1999年末までに各調査機関から公表されている報告・速報を基にして、寺院附属建物を除いた宮殿・官衙・宅地の掘立柱建物を集成した。しかし、柱間寸法や柱穴径などは報告文章に記載のないものも多く、この場合小縮尺の図面から読みとったものもある。よって、その誤差は否定できない。なお、柱穴径については、各建物の中でも柱穴掘形径が異なるので、最も平均的なものを抽出して算出した。また、桁行・梁行間数については、桁行・梁行間数が確定している建物だけをデータとし、規模の確定しない例えば「桁行5間以上」というものについては除外している。データの空間・時間的範囲としては東西20坊・南北18条の新益京内の藤原京期（飛鳥V）とし、時期については報告文に拠る。また、十二条大路以南については、石神遺跡・飛鳥池遺跡及び山間部でしか建物は確認されておらず、共に官衙・（官営）工房とされているので、ここでは除外した。次章の飛鳥地域に含めたい。

##### 藤原宮・新益京における各属性の平均

藤原宮内の掘立柱建物の各属性の平均は、桁行6.44間・桁行7.67尺・梁行2.14間・梁行7.76尺・柱穴掘形92.0cmである。これに対して、藤原宮を除く新益京内の掘立柱建物の各属性の平均は、桁行3.65間・桁行6.70尺・梁行2.02間・梁行6.48尺・柱穴掘形64.5cmである。

##### 宅地規模による属性平均の変化

新益京内にある宅地遺構については、前章でみたように四町～八分の一町までの宅地が発掘調査で確認されている。これは占地の規模だけでなく、建物それぞれがもつ属性についても、宅地規模に応じて異なることが予想される。そこで各宅地規模に応じて建物の属性にどのような差異があるのかをみてみたい。なお、京内における官衙については左京六条三坊が左京職の可能性も指摘されているが、現段階においては確定できない。よって、ここでは京内すべての遺構を宅地とみなして論を進める。

四町宅地における掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行6.66間・桁行9.40尺・梁行2.18間・梁行9.54尺・柱穴掘形108.3cmである。

二町宅地における掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行6.27間・桁行7.36尺・梁行2.36間・梁行6.81尺・柱穴掘形94.4cmである。

一町宅地における掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行4.30間・桁行7.08尺・梁行2.15間・梁行6.77尺・柱穴掘形80.5cmである。

二分の一町宅地の掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行3.12間・桁行6.95尺・梁行2.09間・梁行6.68尺・柱穴掘形60.0cmである。

四分の一町宅地の掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行3.54間・桁行6.52尺・梁行2.04間・梁行6.24尺・柱穴掘形62.2cmである。

八分の一町宅地の掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行3.20間・桁行5.88尺・梁行2.00間・梁行5.82尺・柱穴掘形55.0cmである。

以上のデータからわかるように、平均値でみると、宅地規模に応じて掘立柱建物の各属性が変化している。つまり宅地の規模の大きさとほぼ比例して建物規模も大きいということが指摘できよう。

このような傾向が指摘できるものの、例えば宅地の中でも正殿などの中心建物とそれを支える雑舎では当然建物の規模は異なるであろう。実際のところ、平均値では中心建物が平均値以上の建物クラスとなり、雑舎が平均以下のクラスと成りかねない。そこで、次に属性のデータ分布をみてみることにする。

#### 宅地規模による属性のデータ分布の変化

平均値よりも、より実際のデータに即した属性のデータ分布の変化についてみていきたい。そのデータについては表1～5に記した通りである。

桁行間数については、藤原宮で2～20間までの建物があり、3間の建物が24.1%と最も多い。次いで多いのが6～7間の建物で合わせて24.1%ある。10間以上の建物は8棟あるが、東方官衙・西方官衙の長殿状建物である。四町宅地では8間までの建物があるが、7間が66.6%と過半数を越えており、5間が22.3%でこれに続く。次の二町宅地では3間と5間が共に33.3%ずつと最も多い。ただし、17間の長殿状建物が1棟（11.1%）例外的にある。一町宅地では8間までの建物があるが、3間の建物が37.8%あり、これに続いて4～7間の建物も一割以上の比率である。二分の一町宅地では、4間までの建物があり、このうち3・4間の建物が共に37.5%あり、両方で7割以上を占めることになる。四分の一町宅地では2～6間までの建物があるが、3間の建物が51.6%と過半数を占め、4間の建物が32.3%でつづく。八分の一町宅地では2～4間までの建物で、うち3・4間の建物が共に40.0%で8割を占める。

桁行寸法については、藤原宮で4～10尺と14尺の建物があるが、14尺の建物は1棟だけで例外と考えられる。9尺の建物が22.7%あり、8尺・10尺の建物が17～18%で続く。四町宅地では8～11尺までの建物があるが、9尺が60.0%と最も多く、8尺が20%と続く。二町宅地では9尺までの建物があるが、8尺が45.5%と最も多く、7尺が27.2%で続く。一町宅地では10尺までの建物があるが、7尺が28.1%と最も多く、8尺（17.5%）及び5・6・9尺が続く。二分の一町宅地は8尺までの建物があるが、7・8尺の建物が共に36.4%を占める。四分の一町宅地には8尺までの建物があるが、7尺が37.8%で最も多く、6尺が32.4%で続く。八分の一町宅地では7尺までの建物があるが、6尺が76.9%で過半数を越える。

梁行間数については藤原宮・各宅地に限らず、2間のものが最も多い。3間のものは藤原宮及び二町以上の宅地では20%を越え、一町宅地では10%以上、二分の一町から四分の一町の宅地では10%未満となる。さらに八分の一町の宅地では梁間3間の建物は確認されていない。

梁行寸法では、藤原宮で11尺までの建物があるが、9尺が18.4%で最も多い。しかし、続く

5～8・10尺の建物も10%以上の比率で存在する。一方、宅地では四町宅地では11尺までの建物があるが、10尺の建物が45.5%を占め、9尺が36.3%でこれに続く。二町宅地では9尺までの建物があるが、6・7尺の建物が共に27.3%を占め最も多い。一町宅地では10尺までの建物があるが、7・6尺の建物が28.6・26.8%を占める。二分の一町宅地では8尺までの建物があるが、8尺が36.4%を占め、つづく6尺が27.3%でこれにつづく。四分の一町宅地では8尺までの建物があるが、6尺が34.9%を占め、次に7尺が20.9%で続く。八分の一町宅地では7尺までの建物があるが、5～7尺の建物が共に28.6%を占める。

柱穴掘形径でみると、藤原宮内では40～170cmの規模の柱穴があるが、100～120cmの柱穴が多い。四町宅地では70～120cmの柱穴があり、120cmの柱穴が66.6%で過半数を占めている。二町宅地では50～130cm柱穴があるが、100cmの柱穴が33.4%で最も多く、80cmの柱穴が22.2%でつづく。一町宅地では40～150cmの柱穴があるが、60cmの柱穴が23.1%で最も多く、70cmの柱穴が13.5%でつづく。二分の一町宅地では30～80cmの柱穴があるが、60cmの柱穴が63.6%あり、体勢を占めている。四分の一町宅地では40～110cmの柱穴があるが、60cmが29.0%あり、つづいて40・50cmの柱穴が19.4%でつづく。しかし、100～110cmの柱穴も少数存在する。八分の一町宅地では30～70cmの柱穴があり、40cmの柱穴が42.9%で最も多く、70cmの柱穴が28.6%がでこれに続く。

#### 底の有無による宅地の利用状況

底の有無によって建物の大きさが大きく変わる。庇付き建物の比率は、藤原宮内では掘立柱建物のうち11.9%、新益京内では6.2%、四町宅地では8.3%、二町宅地では23.1%、一町宅地では7.9%、二分の一町宅地では9.1%、四分の一町宅地では9.3%で、八分の一町宅地では現在のところ確認されていない。数値だけでみると、宅地規模において庇付建物の比率に違いがみられないが、これはデータ数に問題があると考えている。特に四町宅地と二分の一町宅地の総数は少ない。ただし、八分の一町規模の宅地に庇付建物がないことは重要である。特に、四面庇の建物は京内では2棟だけ確認されており、1棟は一町宅地である右京七条一坊西南坪の正殿である。もう1棟は右京六条五坊東北坪にある。また、興善寺跡では四面庇建物ではないが特殊な建物がある<sup>10)</sup>。二面庇の建物は京内で6棟確認されており、一町宅地（右京二条三坊東南坪）の正殿、四分の一町宅地（右京北五条三坊西南坪）の正殿、二町宅地の脇殿群に存在する。

#### 宅地規模による掘立柱建物の属性

これまでの分析による新益京の宅地規模による掘立柱建物の各属性の違いについてまとめてみると、以下のようにまとめることができよう。しかし、四町と二町宅地については建物の属性だけでは明確な分離は難しく、両者をまとめてあつかう方が妥当であろう。同様に二分の一町と四分の一町も一括に扱う方が良いと考える。よってここでは、4段階に区別して掘立柱建物の属性について記していきたい。

**Aクラス**・・桁行間数：5・7間が主で、9間以上は基本的にはない。

桁行寸法：8～9尺が主で、12尺以上はない。

梁行間数：2間で、2～3割の3間がある。

梁行寸法：6～10尺が主で、12尺以上はない。

柱穴掘形：100～120cm程である。

**Bクラス**・・桁行間数：3間が主で、4～7間も一定量あるが、9間以上はない。

桁行寸法：7尺が主で、9尺までは一定量あるが、11尺以上はない。

梁行間数：2間で、3間は2割程ある。

梁行寸法：6～7尺で、11尺以上はない。

柱穴掘形：60cmが主だが100cmまで一定量あり、150cm程のものもある。

備考：正殿に四面庇・二面庇が存在する。

**Cクラス**・桁行間数：3～4間が主で、7間以上はない。

桁行寸法：6～8尺が主で、9尺以上はない。

梁行間数：2間で、3間は一割以下である。

梁行寸法：6～8尺が主で、9尺以上はない。

柱穴掘形：60cmが主だが、100cm以上のものも稀にある。

備考：二面庇は正殿、庇付は脇殿にのみに少数ある。

**Dクラス**・桁行間数：3～4間が主で、5間以上はない。

桁行寸法：6尺が主で8尺以上はない。

梁行間数：2間で、3間はない。

梁行寸法：5～7尺が主で、8尺以上はない。

柱穴掘形：40cm程で、80cm以上はない。

備考：庇付建物は無い。

以上のように、新益京の宅地を掘立柱建物の属性によって4段階に区分した。それぞれ、Aクラスが二～四町宅地、Bクラスが一町宅地、Cクラスが二分の一～四分の一町宅地、Dクラスが八分の一町宅地の建物規模にあたる。しかし、これらの分析はあくまでも現状の数的データに基づいたもので、絶対条件ではない。現状での傾向を示していると考えている。

## V. 飛鳥地域における空間利用形態

### 飛鳥地域における各属性の平均

飛鳥地域の宮殿・離宮・官衙の掘立柱建物の各属性の平均は、桁行6.28間・桁行7.65尺・梁行2.29間・梁行7.65尺・柱穴掘形105.8cmである。これに対して、宮殿・離宮・官衙を除く飛鳥地域の宅地の掘立柱建物の各属性の平均は、桁行3.58間・桁行6.87尺・梁行2.00間・梁行6.76尺・柱穴掘形65.7cmである。

### 掘立柱建物の属性からみた宅地クラス

新益京では掘立柱建物の属性比較から4つのクラスに分けることができたが、飛鳥地域の宅地についてはどうであろうか。飛鳥地域で検出している建物を属性からみれば、Aクラスと考えられるものには興善寺跡・雷丘北方遺跡・酒船石遺跡・五条野向イ遺跡があり、Bクラスのものには藤原宮内裏東官衙下層遺跡・藤原京左京六条三坊下層遺跡・奥山リウゲ遺跡・東山マキド遺跡・立部ヨウトマエ遺跡・御園アライ遺跡・川原ケブタ遺跡・御園チシアイ遺跡、Cクラスと考えられるものには平吉遺跡・小原宮ノウシロ遺跡・西橋遺跡・平田クルマゴエ遺跡・桧前上山遺跡・佐田遺跡群がある。そしてDクラスと推定されるものには藤原宮西方官衙下層遺跡がある。ただし、各調査で検出した建物の数はそれぞれ少なく、その属性はある程度の傾向を示しているにすぎないことは注意しておかなければならない。また、少数の属性のみでは厳密にクラス分けができない場合も多く、A～Bクラスというようになるものも上記には含まれている。

### 掘立柱塀によって区画された宅地

飛鳥地域で検出される宅地には、区画塀の一面だけが確認されているものがある。むしろ区画の範囲とその内部の建物配置が判明する例はごくわずかである。掘立柱の区画塀が検出されているものには、藤原宮内裏東官衙下層遺跡・藤原宮東南隅下層遺跡・藤原京左京六条三坊下層遺跡・興善寺跡・雷丘北方遺跡・五条野向イ遺跡・桧前門田遺跡があり、小山田遺跡にも方形の区画が存在する可能性が高い。区画の規模についてはすでに記した通りであるが、40～70m代のものまでである。これは新益京の条坊規模に比べれば、1/2（四分の一町）程度にすぎないが、建物の属性の判明している雷丘北方遺跡や五条野向イ遺跡・藤原京六条三坊下層遺跡はAもしくはBクラスの宅地と推定できる。つまり新益京と比較すると区画規模に対して、建物の属性がより大きな宅地ランクを示しているのである。因みに、右京七条一坊の内郭の規模が50～60mで、藤原宮内裏東官衙は東西65m・南北71m、石神遺跡（藤原宮期）は70m四方の官衙区画である。これらのことから区画施設の規模よりも、その有無が重要であり、区画塀のあるものはBクラス以上の宅地とみるのが可能であろう。

### 石組溝を有する宅地

飛鳥地域では石組溝が検出される例が他の都城に比べて多い。飛鳥の宮殿に石敷を多く用いられることに一因がある。しかし、宮殿・官衙・寺院を除いては石組溝を使用した宅地は以外と少ない。まず、7世紀後半の飛鳥の宅地で石組溝が用いられている調査例としては、雷丘北方遺跡・上ノ井出遺跡・藤原京右京十二条四坊下層遺跡・平吉遺跡・飛鳥池遺跡・阪田ミヤノ口下遺跡の7例が知られている。これらの中には石組溝だけの検出もあり、必ずしも遺跡の性格が明らかではない。このうち飛鳥池遺跡・平吉遺跡は（官営）工房であることが判明している。また、雷丘北方遺跡はAクラスの宅地で、上ノ井出遺跡では大規模な整地が施されていることから、A～Bクラス程度の宅地と推定する。このように考えると飛鳥地域における宮殿・寺院関連施設、そして官衙以外に用いられる石組溝はA～Bクラスの宅地と推定してもよさそうである。とすれば、藤原京右京十二条四坊下層遺跡や阪田ミヤノ口下遺跡も同クラスの宅地である可能性が高い。

### 飛鳥地域の宅地利用の実態

このほかに遺物だけが出土した遺跡については、考古学的に宅地クラスを推定できない。しかし、甘樫丘東麓遺跡は蘇我蝦夷・入鹿の邸宅と推定されており、山田寺下層遺跡は蘇我倉山田石川麻呂の邸宅が推定されている。蘇我蝦夷・入鹿は当時天皇をも凌ぐ権力をもっており、Aクラスの可能性が高いが、蘇我倉山田石川麻呂の邸宅はBクラスと想定しておきたい。

以上の検討内容をここで改めて整理しておく、以下のようなになる。

**Aクラス**・・興善寺跡・雷丘北方遺跡・酒船石遺跡・五条野向イ遺跡・甘樫丘東麓遺跡

**Bクラス**・・（藤原宮内裏東官衙下層遺跡）・藤原京左京六条三坊下層遺跡

藤原宮東南隅下層遺跡・奥山リウゲ遺跡・上ノ井出遺跡・山田寺下層遺跡

東山マキド遺跡・川原ケブタ遺跡・小山田遺跡・立部ヨウトマエ遺跡

御園アリエ遺跡・御園チシヤイ遺跡・桧前門田遺跡

藤原京右京十二条四坊下層遺跡・阪田ミヤノ口下遺跡

**Cクラス**・・（平吉遺跡）・小原宮ノウシロ遺跡・西橋遺跡・平田クルマゴエ遺跡

桧前上山遺跡・佐田遺跡群

**Dクラス**・・藤原宮西方官衙下層遺跡（カッコは宅地以外の遺跡の性格を推定）

## VI. 総括～倭京と新益京の比較試論

飛鳥地域における宅地の空間的利用形態を検討するにあたり、本稿では次の新益京と比較することによって考察を試みた。しかし、飛鳥地域では建物配置などが判明する調査例は少ない。そこで掘立柱建物そのものがもつ属性を比較した結果、飛鳥地域の宅地の分布と階層をある程度推定することが可能となってきたと考える。ここでこれらをまとめ、改めて新益京との比較を行いまとめにかえたい<sup>11)</sup>。

飛鳥盆地の中心部分には飛鳥宮や小墾田宮・嶋宮の宮殿・離宮と飛鳥寺・川原寺・橘寺という寺院しか存在しない。つまり飛鳥中心部は宮殿・寺院空間であって、宅地空間ではない。宅地はその周辺部に存在することになる。しかし、宅地空間においても、ある程度の階級差が存在することが判明した。Aクラスの宅地は香具山山麓・飛鳥東方丘陵の裏側の山間部や甘樫丘・五条野の丘陵部の比較的飛鳥周辺部に位置する。特に、甘樫丘東麓遺跡では建物遺構こそ未検出だが、唯一、飛鳥中心部を望むことのできる位置にあり、Aクラスでも上位に推定できよう。Bクラスの宅地は飛鳥北方の平野部と飛鳥周辺の中山間部、そして桧前盆地中心部にある。北方の平野部にある藤原宮内裏東官衙下層遺跡・藤原宮東南隅下層遺跡・藤原京左京六条三坊下層遺跡ではいずれも条坊道路及び掘立柱の区画堀を伴う。これに対して飛鳥周辺中山間部の奥山リウゲ遺跡・上ノ井手遺跡・東山マキド遺跡・阪田ミヤノ口下遺跡・立部ヨウトマエ遺跡では山間の斜面を雛壇状に造成して宅地を形成している。桧前盆地では盆地中央で交差する道路に面して遺跡（宅地）が並ぶ景観がみられる<sup>12)</sup>。Cクラスの宅地はBクラス同様に飛鳥周辺の中山間部と桧前盆地の周辺山間部にある。特に、紀路に面する佐田遺跡群と桧前上山遺跡は飛鳥外城の性格が示唆されている。Dクラスの宅地には飛鳥北方平野部の藤原宮西方官衙下層遺跡がある。立地的にはBクラスの内裏東官衙下層遺跡や東南隅下層遺跡と同じだが、区画堀の有無や建物の属性によってわけることができる。

このようにみると、飛鳥地域の宅地は飛鳥盆地の宮殿域を中心とし、それをとりまくように存在している。大局的には上級クラスの宅地が近在し、下級クラスの宅地が遠方にあることになる。これは新益京の宅地が、大規模宅地が宮周辺にあり、小規模宅地が離れた位置にあることと共通する思想があることがわかる。ただし、天武天皇の皇子たちは史料からみて飛鳥周辺の中山間地域に位置することが推定されている。

では、いわゆる藤原京下層遺跡はいかなる性格をもつと推定できるのであろうか<sup>13)</sup>。後の新益京域ではすでに条坊道路が施工されており<sup>14)</sup>、宅地はその条坊区画の中に存在するが、藤原宮に位置する場所にも宅地が存在し、後の藤原宮の近くに大規模宅地が集中するという傾向もみられない。宅地規模についても雷丘北方遺跡を除いては一町以下であり、藤原宮下層遺跡でもBクラスとDクラスのものが混在しており、一律に扱うことはできない。これらは何を意味しているのであろうか。7世紀後半の飛鳥北方の条坊域では宅地を班給したのではなく、自由に、あるいは許可を得て住んでいたのではないだろうか。飛鳥地域では旧来からの居住形態・居住地を踏襲していたが、新益京域では新たに集住した人々が居住したと考えられる（寺崎1995）。これは飛鳥Ⅲから新益京域で居住が開始されていることや、Dクラスの小規模な宅地が存在することからも伺うことができる。そこで思い出されるのが、天武12年の難波京の宅地記事「是以、百寮者、各往之請家地」である。ここでは位階によって宅地規模を決定するのではなく、家地を請うとある。このことが同時期の飛鳥に、特に藤原京下層遺跡に適用できるのではないだろうか。つまり新益京の条坊の存在は、この段階ではまだ区画としての機能



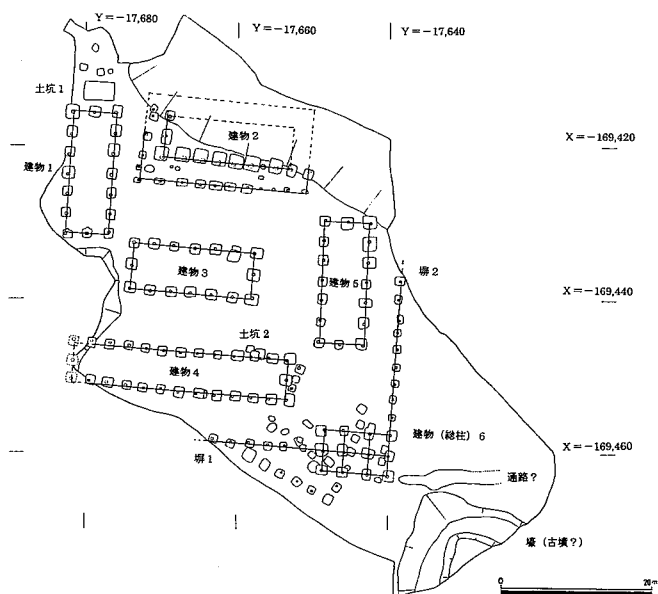
でしかなく（林部1999）、持統紀5年条「詔曰、賜右大臣宅地四町。直廣式以上二町。大参以下一町。勤以下至無位、隨其戸口。其上戸一町。中戸半町。下戸四分之一。王等亦准此。」の宅地班給によってはじめて都城としての官人の管理装置になったと考える<sup>15)</sup>。

以上のように、今回の分析結果から飛鳥地域の宅地空間は、次の新益京の宅地空間とを比較すると、宮殿を中心に宅地が取り巻くという点では新益京と共通する思想を伺わせるが、飛鳥地域では旧来の豪族層の居住地・形態を踏襲して宅地が形成されており、これに加えて皇族層<sup>16)</sup>や後の新益京条坊域では新たな官人層の宅地が形成されたものと推定できる。この両者が共存することが倭京の特徴であると考え。新益京では、天皇が官人たちに位階に応じて宅地の位置と場所を決め与えるという点では大きく異なる。その違いを端的に表しているのが「天武紀12年条」と「持統紀5年条」の2つの宅地班給記事であり、倭京と新益京の宅地空間利用形態の違いである<sup>17)</sup>。

本稿を成すにあたっては秋山日出男・亀田博・北村憲彦・清岡廣子・米田一・西光慎治・積山洋・竹田政敬・露口真広・寺崎保広・長尾充・長山雅一・納谷守幸・濱口和弘・平岩欣太・八木久栄・横関明世の各氏をはじめ多くの方からご教示をいただいた。ここに記して感謝の意を表します。（平成12年3月9日稿了）

（追記）

脱稿後の平成12年4月8日、橿原市五条野丘陵上の五条野内垣内遺跡で藤原京期の建物群が発見された（橿原市2000）。これは四面庇建物を正殿とし、前殿・前前殿、さらに非対象ながら両脇殿がある。これらを塀で囲み、東南隅に総柱の門がある。現地説明会資料では、中庭がないことから、官衙ではなく宅地と推定しており、皇子の邸宅の可能性を示唆している。本稿の検討成果からでは五条野内垣内遺跡は建物規模や四面庇正殿・区画塀の存在からAクラスの宅地と考えることができ、遺跡の位置・立地からも五条野向イ遺跡と同程度の建物群と理解できよう。この発見によって五条野地域では未発見の建物群が予想され、すでに住宅街となっている場所も含めて、再検討の必要性に迫られることになる。



第5図 五条野内垣内遺跡 (1/1000)

平成12年4月14日、橿原考古学研究所の亀田博氏の訃報にふれた。以前から体調を崩していたことは伺っていたが、その訃報は突然の出来事であった。研究対象が筆者と同じ飛鳥であったことから、これまでの調査・研究の成果については常日頃から多くのご教示をいただいております、今後ともご指導をいただきたかったのに、非常に残念である。小稿をご霊前に捧げ、ご冥福をお祈りしたい。合掌。

（平成12年4月23日補稿了）

## 註

- 1) 「藤原京」については『日本書紀』においてその名称がみられず、新益京と記されている。筆者も以前に「藤原京」の造営と京域を考えるにあたって、新城から新益京への拡大を考えたことがある（相原1994）。京域の範囲についてはその後の調査で変更を余儀なくされているが、造営過程については以前の理解を捨ててはいない。よって本稿では遺跡として使用する「藤原京」以外は新益京と記すことにする。
- 2) これらの宅地班給記事の検討については山下1998に簡略にまとめられている。
- 3) 五条野向イ遺跡の発見に接して、現在地形図等にみられる尾根上の平坦面については、中・近世以降の改変だけでなく、飛鳥時代の造成の痕跡であるものが多く残っていることを認識した。また、小山田遺跡や東山地域でも平坦面がみられ、飛鳥時代の造成痕跡の可能性が高いと考えている。
- 4) このような道路と宅地の位置関係については、以前に検討したことがある（相原1999）。
- 5) 平成4年度に中山間地域農業基盤整備事業に伴って明日香村教育委員会が調査。
- 6) 平成5年度に中山間地域農業基盤整備事業に伴って明日香村教育委員会が調査。
- 7) 新益京の京域に関する研究史は大脇1998に詳しい。
- 8) 一町宅地の中には整然とした建物配置をしているものと、していないものが存在する。班給記事によると直大参（五位相当）以下の者と上戸の動位に一町を班給されていることから、先にみた建物配置とこれとの対比が注目される。また、平城京において六位以下の人物が五条以北に居住している例について、小口雅史氏は、将来高位に昇ることが約束された人物の若き日の地位を示したり、高位高官の生活を支える従者の可能性を推定している（小口1999）。
- 9) このような掘立柱建物の属性の数値的な検討は平城京・長岡京・平安京・古代集落でも検討されている（奈文研1990a・山中1986・網1994・広瀬1989）。
- 10) 興善寺跡の正殿の柱列は2列に並んでいるが、外側の柱列が内側よりも大きく、いわゆる四面庇構造とは考えがたい。しかし、外側柱列で屋根を支えていたとするには梁行4間・12mとなり、距離が大きすぎ建築構造的に問題が多い。長尾充氏のご教示による。
- 11) 飛鳥と新益京の道路についての比較検討は以前に行ったことがある（相原1998）。
- 12) 桧前盆地でも中心部にBクラスの宅地があり、その周辺にCクラスの傾向がみられ、小規模ながら重心がみられる。これについては道路についてもいえ（相原1998）、古代桧隈という特殊地域としての性格付けが必要であろう。
- 13) 藤原宮下層遺跡と先行条坊の性格を検討したものには鬼頭1979・木下1983などがある。
- 14) 近年の本薬師寺の調査で、下層から条坊道路と建物・塀がみつかっており、条坊施工後、一定期間は宅地になっていたことが判明し（奈文研1996b）、条坊施工時期が天武5年まで遡る可能性が高いと考えている。
- 15) 仁藤1992によると、天武12年と持統5年の班給記事の違いは、位階に応じた細かい班給規定と諸王を対象としている点であるとする。ただし、動位以下は位階ではなく戸の規模に応じた班給をしており、右大臣を例外扱いしている。
- 16) 天武天皇の皇子の邸宅については高市皇子が香具山山麓、草壁皇子が鳥宮、忍壁皇子が雷丘周辺、舍人皇子が細川周辺、弓削皇子が南淵山周辺、新田部皇子が八釣山周辺に邸宅が存在していたことが文献史料から伺われる。
- 17) 今回は飛鳥地域の宅地の分布と階層について、掘立柱建物の属性という一側面に焦点をあてて検討を試みた。しかし、都市の要素には多くのものがあり、以前に検討した道路網の復原もそのひとつである。今後さらに別の視点での研究が必要であろう。

## 参考・引用文献

- 相原嘉之1993 「倭京の実像―飛鳥地域における京の成立過程―」『紀要6』滋賀県文化財保護協会
- 相原嘉之1994 「藤原京から新益京へ―その京域をめぐる諸問題―」『文化財学論集』文化財学論集刊行会
- 相原嘉之1998 「飛鳥地域における古代道路体系の検討―都市空間復原に向けての基礎研究―」『郵政考古紀要第25巻』大阪郵政考古学会
- 相原嘉之1999 「飛鳥の道路と宮殿・寺院・宅地―飛鳥の都市景観についての一視点―」『条里制・古代都市研究 通巻15号』
- 明日香村教育委員会1990 「奥山リウグ遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成元年度』
- 明日香村教育委員会1991 「小原地内の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成2年度』

明日香村教育委員会1992 「飛鳥東山地内での調査」『明日香村遺跡調査概報 平成3年度』  
 明日香村教育委員会1993 「中山間地域農業基盤整備事業に先立つ調査（西橘地区）」『明日香村遺跡調査概報 平成4年度』  
 明日香村教育委員会1994 「飛鳥・川原地内遺跡群発掘調査概報」  
 明日香村教育委員会1996 「1994-14次 酒船石遺跡（第4次）の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成6年度』  
 明日香村教育委員会1997a 「1995-2次 御園アライ遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成7年度』  
 明日香村教育委員会1997b 「1995-6次 檜前門田遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成7年度』  
 明日香村教育委員会1998 「1996-9次 川原下ノ茶屋遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成8年度』  
 明日香村教育委員会1999 「1997-16次 御園西浦遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成9年度』  
 明日香村教育委員会2000b 「1998-17次 阪田ミヤノ口下遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成10年度』  
 網 伸也1994 「平安時代初期の大規模宅地造成について」『研究紀要 第1号』京都市埋蔵文化財研究所  
 大脇 潔1998 「藤原京京城復原論」『近畿大学文芸学部論集「文学・芸術・文化」第9巻第2号』  
 橿原市教育委員会1992 「興善寺跡発掘調査現地説明会資料」『平成3年度奈良県内市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』奈良県内市町村  
 埋蔵文化財技術担当者連絡協議会  
 橿原市教育委員会2000 「五条野内垣内遺跡発掘調査現地説明会資料」  
 橿原市千塚資料館1994 「藤原京右京十二条四坊（第3次）」『かしはらの歴史をさぐる2』  
 橿原市千塚資料館1995 「藤原京左京七条一坊」『かしはらの歴史をさぐる3』  
 橿原市千塚資料館1997 「土橋遺跡」『かしはらの歴史をさぐる5』  
 橿原市千塚資料館1999 「五条野向イ遺跡（植山古墳他）の調査」『かしはらの歴史をさぐる6』  
 岸 俊男1981 「飛鳥と宮都 皇子たちの宮」『季刊明日香風 創刊号』飛鳥保存財団  
 鬼頭清明1979 「藤原京条坊遺構について－近年の発掘調査結果から」『仏教芸術 122号』毎日新聞社  
 木下正史1983 「藤原宮域の開発－宮前身遺構の性格について－」『奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集 文化財論叢』  
 木下正史1991 「飛鳥の邸宅」『季刊明日香風 第38号』飛鳥保存財団  
 木下正史1994 「飛鳥の都市景観－宮宅の分布と立地－」『日本と世界の考古学－現代考古学の展開－ 岩崎卓也先生退官記念論文集』  
 竹田政敬1998 「四行八門制の始め」『古代都城制研究集会第3 回報告集 古代都市の構造と展開』奈良国立文化財研究所  
 寺崎保広1995 「古代都市論」『岩波講座 日本通史 古代4』  
 奈良県教育委員会1998 「奈良県遺跡地図 第2分冊」  
 奈良県立橿原考古学研究所1983a 「平田クルマゴエ遺跡 県道御園～豊浦線に伴う発掘調査Ⅱ」『奈良県遺跡調査概報 1982年度』  
 奈良県立橿原考古学研究所1983b 「檜前上山遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1982年度』  
 奈良県立橿原考古学研究所1983c 「高松塚周辺遺跡調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1982年度』  
 奈良県立橿原考古学研究所1984a 「御園チシヤイ遺跡発掘調査概要」『季刊明日香風 第12号』飛鳥保存財団  
 奈良県立橿原考古学研究所1984b 「佐田遺跡群発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1983年度』  
 奈良県立橿原考古学研究所1985 「檜前上山遺跡発掘調査概報Ⅱ」『奈良県遺跡調査概報 1984年度』  
 奈良県立橿原考古学研究所1996 「高家遺跡群Ⅰ」  
 奈良国立文化財研究所1973 「飛鳥資料館建設地の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報3』  
 奈良国立文化財研究所1975 「藤原宮第15次の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報5』  
 奈良国立文化財研究所1978a 「飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ」  
 奈良国立文化財研究所1978b 「平吉遺跡の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報8』  
 奈良国立文化財研究所1985 「藤原宮第44次調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報15』  
 奈良国立文化財研究所1986 「左京六条三坊の調査（第45次・46次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報16』  
 奈良国立文化財研究所1987a 「左京六条三坊の調査（第47・50次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報17』

- 奈良国立文化財研究所1987b 『藤原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所1988a 「藤原宮東方官衙・内裏東外郭地域の調査（第55次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報18』
- 奈良国立文化財研究所1988b 「左京六条三坊の調査（第55・54-1次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報18』
- 奈良国立文化財研究所1990a 『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所1990b 「山田寺第7次調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報20』
- 奈良国立文化財研究所1991a 「左京四条三坊の調査（第66-7次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報21』
- 奈良国立文化財研究所1991b 「右京七条一坊の調査（第63次等）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報21』
- 奈良国立文化財研究所1992 「左京十一條三坊の調査（第66-1・13次）（雷丘北方遺跡）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報22』
- 奈良国立文化財研究所1994 「左京十一條三坊（雷丘北方遺跡）の調査（第69-13・第71-8次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報24』
- 奈良国立文化財研究所1995a 「左京十一條三坊（雷丘北方遺跡第4次）の調査（第71-13次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報25』
- 奈良国立文化財研究所1995b 「甘樫丘東麓遺跡の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報25』
- 奈良国立文化財研究所1996a 「内裏東官衙・東方官衙北地区の調査（第78次調査・第78-7次調査）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報26』
- 奈良国立文化財研究所1996b 「本薬師寺の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報26』
- 奈良国立文化財研究所1998 「飛鳥池遺跡の調査―第84次・87次」『奈良国立文化財研究所年報1998-Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所1999a 「飛鳥池遺跡の調査―第87次・93次」『奈良国立文化財研究所年報1999-Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所1999b 「飛鳥池東方遺跡の調査―第92次・第91-6次」『奈良国立文化財研究所年報1999-Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所1999c 「藤原京右京八条一坊の調査―第90次」『奈良国立文化財研究所年報1999-Ⅱ』
- 仁藤敦史1992 「倭京から藤原京へ―律令国家と都城制」『国立歴史民俗博物館研究報告 第45集』
- 林部 均1999 「藤原宮と『藤原京』―一条坊制導入期の古代宮都の―様相」『古代学研究 第147号』古代学研究会
- 広瀬和雄1989 「畿内の古代集落」『国立歴史民俗博物館研究報告 第22集』
- 山下信一郎1998 「宅地の班給と売買」『古代都城制研究集会第3回報告集 古代都市の構造と展開』奈良国立文化財研究所
- 山中 章1986 「長岡京の建築構造と宅地の配置」『長岡京古文化論叢』中山修一先生古稀記念事業会
- 和田 萃1991 「奈良・県立明日香養護学校遺跡」『木簡研究 第13号』木簡学会

#### 挿図出典

第1図：筆者作成

第2図：筆者作成

第3図：筆者作成

第4図：筆者作成

第5図：橿原市2000を転載

| 桁行・間  | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 藤原宮   | 00.0 | 09.3 | 24.1 | 09.3 | 09.3 | 11.1 | 13.0 | 03.7 | 05.6 | 00.0 |
| 4町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 22.3 | 00.0 | 66.6 | 11.1 | 00.0 | 00.0 |
| 2町宅地  | 00.0 | 00.0 | 33.3 | 22.3 | 33.3 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1町宅地  | 00.0 | 05.4 | 37.8 | 13.5 | 16.3 | 10.8 | 13.5 | 02.7 | 00.0 | 00.0 |
| 1/2町宅 | 00.0 | 25.0 | 37.5 | 37.5 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/4町宅 | 00.0 | 06.4 | 51.6 | 32.3 | 00.0 | 09.7 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/8町宅 | 00.0 | 20.0 | 40.0 | 40.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 桁行・間  | 11   | 12   | 13   | 14   | 15   | 16   | 17   | 18   | 19   | 20   |
| 藤原宮   | 01.8 | 01.8 | 00.0 | 03.6 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 05.6 | 00.0 | 01.8 |
| 4町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 2町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 11.1 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/2宅地 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/4宅地 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/8宅地 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |

表1 新益京内掘立柱建物桁行間数 (%)

| 桁行・尺  | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   | 11   | 12   | 13   | 14   |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 藤原宮   | 00.0 | 09.3 | 09.3 | 08.0 | 13.3 | 18.7 | 22.7 | 17.4 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 01.3 |
| 4町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 20.0 | 60.0 | 10.0 | 10.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 2町宅地  | 00.0 | 09.1 | 00.0 | 09.1 | 27.2 | 45.5 | 09.1 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1町宅地  | 00.0 | 03.5 | 15.8 | 15.8 | 28.1 | 17.5 | 15.8 | 03.5 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/2宅地 | 00.0 | 09.0 | 09.1 | 09.1 | 36.4 | 36.4 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/4宅地 | 00.0 | 02.7 | 18.9 | 32.4 | 37.8 | 08.2 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/8宅地 | 07.7 | 07.7 | 00.0 | 76.9 | 07.7 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |

表2 新益京内掘立柱建物桁行寸法 (%)

| 梁行・間  | 1    | 2     | 3    | 4    |
|-------|------|-------|------|------|
| 藤原宮   | 05.6 | 73.2  | 21.2 | 00.0 |
| 4町宅地  | 00.0 | 75.0  | 25.0 | 00.0 |
| 2町宅地  | 00.0 | 63.6  | 36.4 | 00.0 |
| 1町宅地  | 03.7 | 77.4  | 18.9 | 00.0 |
| 1/2宅地 | 00.0 | 90.9  | 09.1 | 00.0 |
| 1/4宅地 | 02.3 | 90.9  | 06.8 | 00.0 |
| 1/8宅地 | 00.0 | 100.0 | 00.0 | 00.0 |

表3 新益京内掘立柱建物梁行間数 (%)

| 梁行・尺  | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   | 11   | 12   |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 藤原宮   | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 03.9 | 13.2 | 15.8 | 13.2 | 17.1 | 18.4 | 14.5 | 03.9 | 00.0 |
| 4町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 09.1 | 00.0 | 36.3 | 45.5 | 09.1 | 00.0 |
| 2町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 18.2 | 27.3 | 27.3 | 18.2 | 09.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 01.8 | 19.6 | 26.8 | 28.6 | 10.7 | 07.1 | 05.4 | 00.0 | 00.0 |
| 1/2宅地 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 09.1 | 09.1 | 27.3 | 18.1 | 36.4 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/4宅地 | 00.0 | 00.0 | 02.3 | 09.3 | 16.3 | 34.9 | 20.9 | 16.3 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/8宅地 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 14.2 | 28.6 | 28.6 | 28.6 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |

表4 新益京内掘立柱建物梁行寸法 (%)

| 柱穴径cm | 10   | 20   | 30   | 40   | 50   | 60   | 70   | 80   | 90   | 100  |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 藤原宮   | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 03.5 | 05.9 | 14.1 | 08.2 | 07.1 | 07.1 | 17.6 |
| 4町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 16.7 | 00.0 | 00.0 | 16.7 |
| 2町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 11.1 | 00.0 | 00.0 | 22.2 | 11.1 | 33.4 |
| 1町宅地  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 01.9 | 09.6 | 23.1 | 13.5 | 11.6 | 13.5 | 13.5 |
| 1/2宅地 | 00.0 | 00.0 | 09.1 | 00.0 | 09.1 | 63.6 | 00.0 | 18.2 | 00.0 | 00.0 |
| 1/4宅地 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 19.4 | 19.4 | 29.0 | 09.7 | 09.7 | 00.0 | 06.4 |
| 1/8宅地 | 00.0 | 00.0 | 14.3 | 42.9 | 14.3 | 00.0 | 28.5 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 柱穴径cm | 110  | 120  | 130  | 140  | 150  | 160  | 170  | 180  | 190  | 200  |
| 藤原宮   | 09.4 | 16.5 | 03.5 | 03.5 | 00.0 | 02.4 | 01.2 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 4町宅地  | 00.0 | 66.6 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 2町宅地  | 00.0 | 11.1 | 11.1 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1町宅地  | 03.8 | 03.8 | 03.8 | 00.0 | 01.9 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/2宅地 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/4宅地 | 06.4 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 1/8宅地 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |

表5 新益京内掘立柱建物柱掘形径 (%)

| 桁行・間 | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 宮・官衙 | 00.0 | 05.5 | 23.1 | 18.6 | 12.1 | 11.0 | 08.8 | 07.7 | 02.2 | 01.1 |
| 宮 殿  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 25.0 | 18.8 | 18.8 | 18.8 | 12.4 | 00.0 | 00.0 |
| 離 宮  | 00.0 | 00.0 | 12.5 | 37.5 | 12.5 | 00.0 | 12.5 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 官 衙  | 00.0 | 07.5 | 29.9 | 13.3 | 10.4 | 10.4 | 06.0 | 07.5 | 03.0 | 01.5 |
| 宅 地  | 03.1 | 18.9 | 38.3 | 18.4 | 11.5 | 03.5 | 02.5 | 01.0 | 00.0 | 00.6 |
| 桁行・間 | 11   | 12   | 13   | 14   | 15   | 16   | 17   | 18   | 24   | 45   |
| 宮・官衙 | 02.2 | 02.2 | 00.0 | 01.1 | 01.1 | 00.0 | 00.0 | 01.1 | 01.1 | 01.1 |
| 宮 殿  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 06.2 | 00.0 |
| 離 宮  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 12.5 | 12.5 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 官 衙  | 03.0 | 03.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 03.0 | 00.0 | 01.5 |
| 宅 地  | 00.6 | 00.0 | 00.6 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 01.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |

表6 飛鳥地域の掘立柱建物桁行間数 (%)

| 桁行・尺 | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   | 11   | 12   | 13   | 14   |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 宮・官衙 | 00.0 | 03.3 | 04.1 | 13.0 | 32.5 | 21.1 | 13.0 | 12.2 | 00.8 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 宮 殿  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 05.0 | 05.0 | 15.0 | 40.0 | 30.0 | 05.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 離 宮  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 36.4 | 09.1 | 18.1 | 00.0 | 36.4 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 官 衙  | 00.0 | 04.3 | 05.4 | 12.0 | 41.4 | 22.8 | 08.7 | 05.4 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 宅 地  | 00.0 | 03.5 | 16.1 | 28.7 | 26.6 | 12.9 | 06.6 | 03.8 | 00.7 | 00.7 | 00.0 | 00.4 |

表7 飛鳥地域の掘立柱建物桁行寸法 (%)

| 梁行・間 | 1    | 2    | 3    | 4    |
|------|------|------|------|------|
| 宮・官衙 | 04.0 | 66.2 | 29.0 | 00.8 |
| 宮 殿  | 03.7 | 81.5 | 14.8 | 00.0 |
| 離 宮  | 00.0 | 55.6 | 44.4 | 00.0 |
| 官 衙  | 04.5 | 62.5 | 31.8 | 01.2 |
| 宅 地  | 09.5 | 81.3 | 09.2 | 00.0 |

表8 飛鳥地域の掘立柱建物梁行間数 (%)

| 梁行・尺 | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   | 11   | 12   |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 宮・官衙 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 04.2 | 07.5 | 09.2 | 33.3 | 20.0 | 12.5 | 11.7 | 01.6 | 00.0 |
| 宮 殿  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 04.3 | 13.1 | 13.1 | 26.1 | 39.1 | 04.3 | 00.0 |
| 離 宮  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 66.7 | 00.0 | 11.1 | 22.2 | 00.0 | 00.0 |
| 官 衙  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 05.7 | 10.2 | 11.4 | 35.2 | 23.9 | 09.1 | 03.4 | 00.0 | 01.1 |
| 宅 地  | 00.0 | 00.0 | 01.0 | 06.3 | 27.5 | 22.0 | 22.0 | 11.5 | 04.2 | 04.2 | 01.0 | 00.3 |

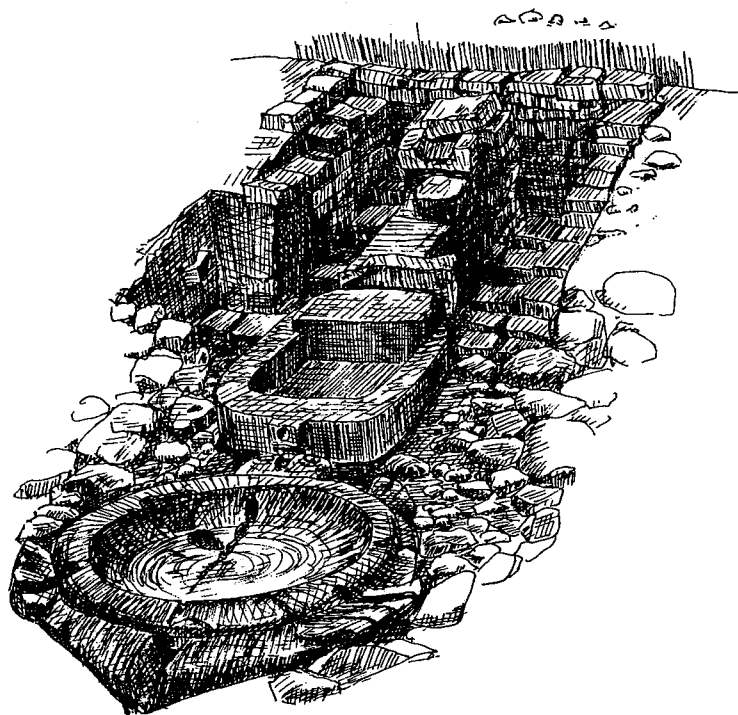
表9 飛鳥地域の掘立柱建物梁行寸法（％）

| 柱穴径cm | 10   | 20   | 30   | 40   | 50   | 60   | 70   | 80   | 90   | 100  |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 宮・官衙  | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 02.3 | 02.3 | 07.5 | 06.8 | 08.3 | 06.8 | 14.3 |
| 宮 殿   | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 03.6 | 00.0 | 07.1 | 00.0 | 00.0 | 10.7 |
| 離 宮   | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 09.1 | 00.0 | 09.1 | 00.0 | 09.1 | 00.0 | 36.3 |
| 官 衙   | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 02.1 | 02.1 | 09.6 | 07.4 | 10.6 | 09.6 | 12.8 |
| 宅 地   | 00.0 | 00.3 | 04.4 | 16.8 | 12.8 | 19.0 | 11.8 | 13.8 | 06.8 | 07.0 |
| 柱穴径cm | 110  | 120  | 130  | 140  | 150  | 160  | 170  | 180  | 190  | 200  |
| 宮・官衙  | 07.5 | 18.0 | 12.0 | 06.8 | 03.8 | 00.0 | 00.0 | 01.3 | 00.0 | 02.3 |
| 宮 殿   | 03.6 | 21.4 | 25.0 | 17.9 | 07.1 | 00.0 | 00.0 | 03.6 | 00.0 | 00.0 |
| 離 宮   | 00.0 | 18.2 | 00.0 | 09.1 | 09.1 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 | 00.0 |
| 官 衙   | 09.6 | 17.0 | 09.6 | 03.2 | 02.1 | 00.0 | 00.0 | 01.1 | 00.0 | 03.2 |
| 宅 地   | 03.7 | 01.2 | 01.0 | 00.0 | 00.0 | 00.3 | 00.0 | 00.3 | 00.0 | 00.0 |

表10 飛鳥地域の掘立柱建物柱掘形径（％）

| 遺 跡           | 区画規模                                           | 建物属性による階級                            | 備 考             |
|---------------|------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 小山田遺跡         | 東西41～45m<br>約50m四方？<br>東西60m<br>東西66m<br>東西78m | Aクラス<br>Bクラス<br>Aクラス<br>Bクラス<br>Aクラス | 地形から区画の存在の可能性あり |
| 藤原宮南東隅下層遺跡    |                                                |                                      | 区画の南東隅を検出       |
| 興善寺跡          |                                                |                                      | 区画南辺に門あり        |
| 藤原宮内裏東官衙下層遺跡  |                                                |                                      |                 |
| 檜前門田遺跡        |                                                |                                      | 区画の西南隅を検出       |
| 五条野向イ遺跡       |                                                |                                      | 区画南辺に門あり        |
| 藤原京左京六条三坊下層遺跡 |                                                |                                      | 区画南辺に門あり        |
| 雷丘北方遺跡        |                                                |                                      | 2町宅地            |

表11 飛鳥地域の区画堀を伴う宅地



酒船石遺跡の湧水施設と導水施設（北原直樹画）

## 欽明天皇橿隈坂合陵・陪冢 カナヅカ古墳の覚書

西光 慎治

### I. はじめに

カナヅカ古墳は、明日香村大字平田に所在し、平田岩屋古墳・カナ塚古墳とも呼ばれる終末期古墳である。現在は宮内庁によって欽明天皇橿隈坂合陵陪冢に治定されている。

この地域は飛鳥の西の玄関口とでも言うべき場所にあり、西から欽明天皇陵（梅山古墳）、カナヅカ古墳、鬼ノ俎・雪隠古墳・天武・持統天皇陵が東西一直線に並んでいる。欽明天皇陵の西側には古代の幹道下ツ道が南北に走っており、途中紀路と合流する交通の要衝にあたる。

カナヅカ古墳については明治時代に岩屋山古墳と同様の大型切石横穴式石室が破壊されたと言われており、詳細についてはよくわからなかった。平成11年に至って明治23年の破壊当時の様子を記した資料が見つかり（亀田2000）、カナヅカ古墳の一端が明らかとなってきた。

そこで、今回発見された資料をもとにカナヅカ古墳の墳丘や石室の復元作業を通して整理・検討を行い、飛鳥地域における終末期古墳の動向について考えていきたい。

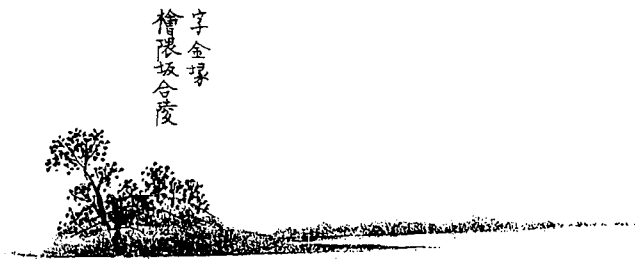


第1図 カナヅカ古墳 周辺図（1：5000）

## Ⅱ. 研究史略抄

### 《江戸時代》

カナヅカ古墳は文化(1804)初年、河村秀根の『書紀集解』の中に「高市郡平田村東北有<sub>レ</sub>陵、俗呼曰<sub>二</sub>梅山<sub>一</sub>。其域有<sub>二</sub>小冢<sub>一</sub>。一曰<sub>二</sub>経冢<sub>一</sub>、一曰<sub>二</sub>金冢<sub>一</sub>。」と記されており、梅山古墳の陪冢と考えられていたことがわかる。



第2図 江戸時代のカナヅカ古墳

1829年、津川長道は『卯花日記』

の中で「此所を過て田中に小高き所ありて金塚といふ。南に大なる石のあらはれたるより見れハ、陵墓の形ちなリ。里人にとへ共只金塚いひ伝るはかりにて、たれかなる事ハしれず。」と記しており、石室材がこの頃にはすでに露出していたことがわかる。

1848年には北浦定政によって『打墨縄』が著されている。絵図には欽明天皇陵と鬼の俎・雪隠の間に「金塚」と記されており、その解説文には「欽明陵ノ東ニ双ヒテ金塚ト呼アリ式ニ吉備姫王ノ檜隈ノ墓ハ高市郡檜隈陵ノ域内ニアリト有ハ此金塚ナルベシ。則欽明陵ノ域内ナリ」と記されている。

1854年になると津久井清影は『聖蹟図志』の「大和國高市郡檜隈及身狭越智並畝傍山四邊諸陵図」中で欽明天皇陵と鬼の俎・雪隠の間に「岩屋」と記しているのがカナヅカ古墳である。ここには石室の入口が表現されており、開口していたことがわかる。

更に3年後の1857年、谷森善臣の『大和國山陵廻之日記』の中に「此陵の東にある金塚とよぶ冢を吉備姫王の御墓ならむ云々」と記している。

1867年、欽明天皇檜隈坂合陵の文久の修築後の様子を描いた陵墓図(岡本桃里・奥書)がある(第2図)。この図は欽明天皇陵を西から描いたものであるが、欽明陵よりもさらに東に高まりがあり、そこに「字金塚檜隈坂合陵」と記されている。位置や小字が「金塚」と記されていることからカナヅカ古墳の墳丘を描いたものと考ええる。墳丘には草木が茂り、横から見た景観は現在の風景とよく似ている。

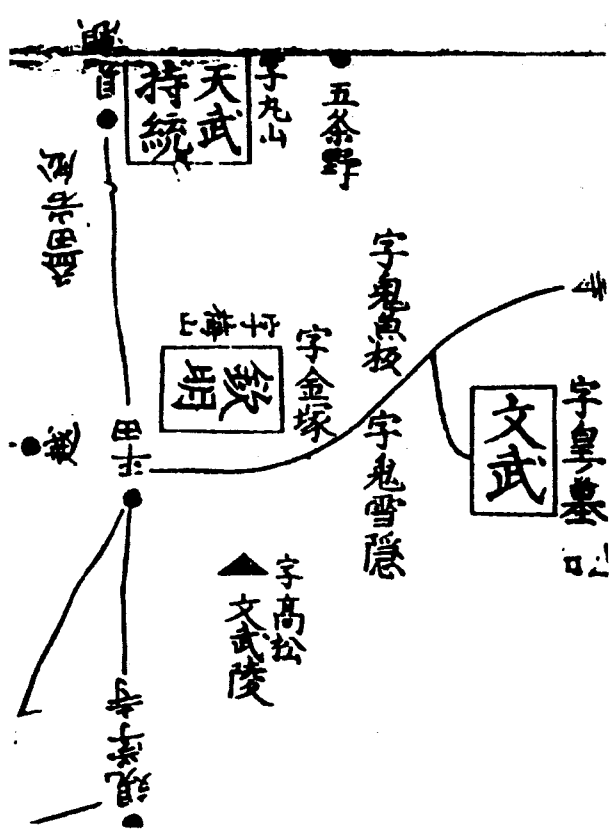
このように江戸時代には早くも石室が開口しており、欽明天皇陵の陪冢とされ、被葬者についても吉備姫王の墓と考えられていたことがわかる。

### 《明治時代》

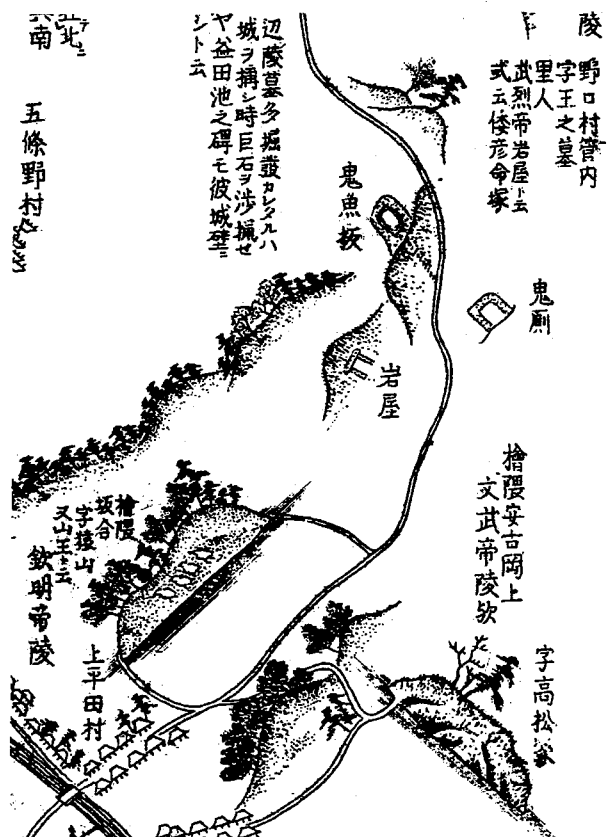
1890年には三宅米吉氏が偶然カナヅカ古墳の破壊に遭遇し、「此の塚内部の構造は例の方形なる玄室に、羨道つき、入口は南に向へるものなるが、其の石材は實に巨大なるものにて、中には長さ一丈許幅五尺もあるものあり。而して皆磨礪精工、必ず由ある陵墓と見えたり云云」と記している(喜田1913)。

同年、西内成郷氏もカナヅカ古墳の破壊の差し止めと保存のため奈良県知事宛に「欽明天皇檜隈坂合御陵ノ陪塚保存ノ義ニ付、」の上申書を提出している。これには破壊までの経緯と石室構造について詳細に記されている(西内1890)。

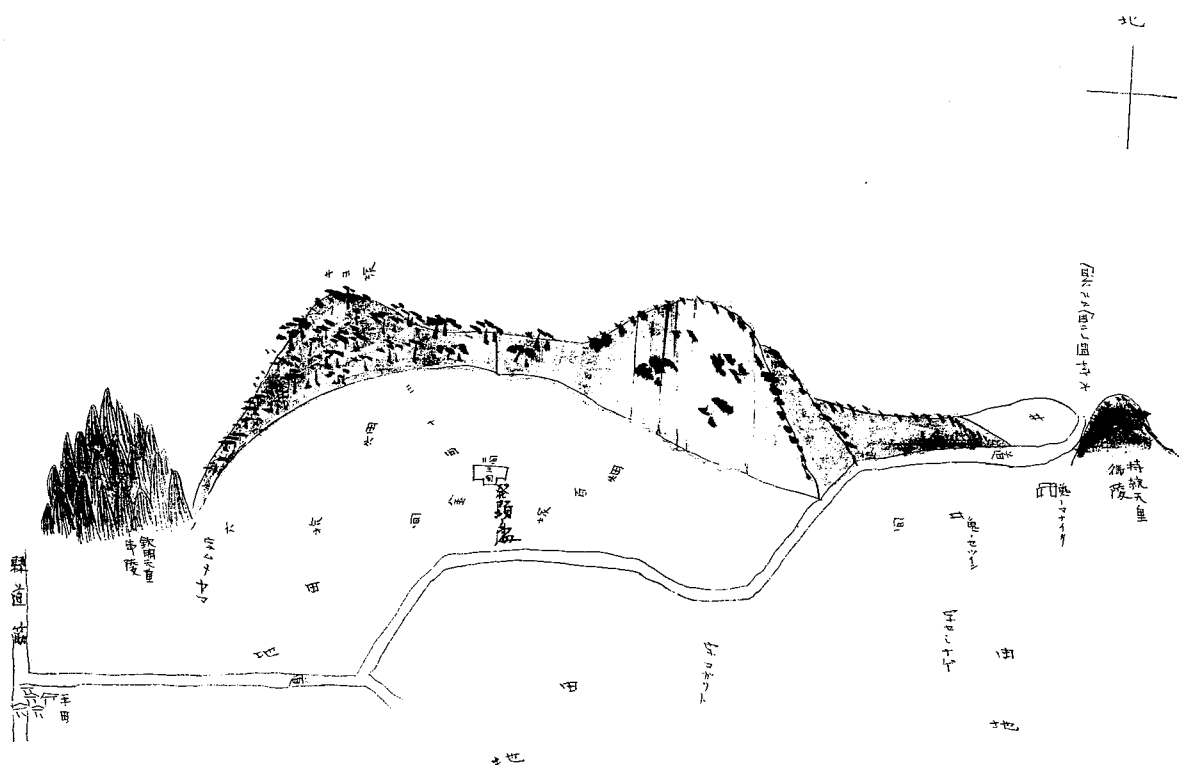
1892年には宮内省によって欽明天皇陵陪塚に治定されている。これは西内氏の上申書が保存に大きく働きかけたものと考ええる。



打墨縄 (1848)



聖蹟図志 (1854)



古物發掘第26號 (1890)

第3図 カナヅカ古墳 位置図

### 《大正時代》

1914年に刊行された『大和志料』には「皇極孝徳二帝ノ御母吉備姫王ノ墓ナリ、檜隈坂合陵欽明帝ノ域内ニアリテ金冢ト字ス。」と記されており、吉備姫王の墓として考えられていたことがわかる（齋藤1890）。

1924年には『高市郡古墳誌』の中で「長径4間、短径2間、高さ1間半の円墳で面積約23歩ある。此の塚はもと石槨露出してあて石材採取の為に破壊されたが、後修造せられてキヨ塚と共に現今は欽明天皇御陵陪塚となり松樹が密生して居る。周辺は畑地である。」とある（高市郡役所1923）。破壊時には石室が露出するまで削平を受け、現在の墳丘は修復された姿であったことが伺える。

### 《昭和時代》

『高市郡古墳誌』以降、長らくカナヅカ古墳についての認識が薄れていたが、1971年に「忘れられていた平田岩屋古墳」（森1971）の中で航空写真の検討から「方墳の残骸と考えられる畠地がある」と指摘されており、カナヅカ古墳が一辺約50mの方墳と推定され、再び注目されるようになった。

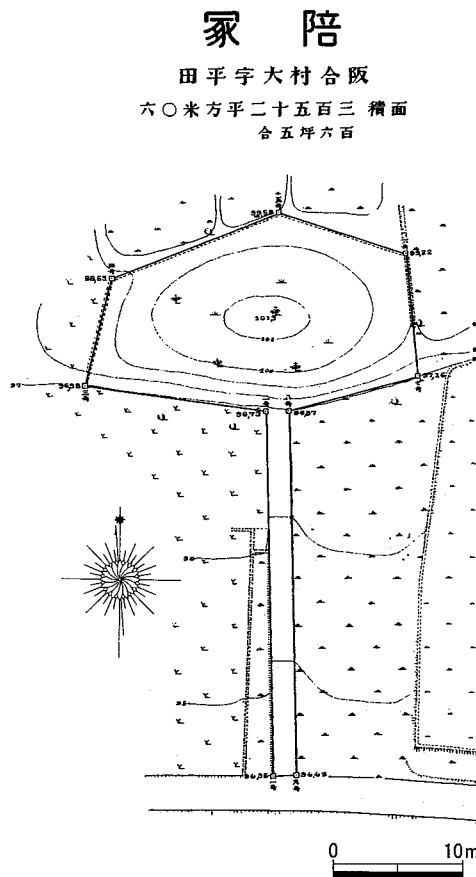
1974年には『明日香村史』の平田岩屋古墳の中で「欽明天皇陵古墳東方に、東・北・西方の三方が小高くなったコの字状の地形の中央部に、墳丘が存在したとみられる場所があり、奈良市帯解所在の黄金塚古墳と同様の立地環境が感じられる。」とあり、また「欽明天皇陵が二重濠であれば、此の古墳が濠外に築造されたことになり欽明天皇陵の陪塚の性格が強くなる。」と記されている（伊達1974）。

1985年には「飛鳥谷古墳集団の復元とその歴史的意義」の中でカナヅカ古墳の復元が行われ、一辺200唐尺（58.4m）の墳丘（方形壇）の外側に空濠状遺構（100唐尺）とさらに外側にコ形斜面整形痕（100唐尺）がある東西175.2mの古墳に復元している。石室については三宅氏の記録から巨大な切石を用いた横穴式石室とされ、構造等から7世紀第Ⅲ四半期頃の築造と考えられている（藤井1985）。

### 《現在～》

1996年からは明日香村教育委員会による範囲確認調査が行われており、第1次調査では幅11mの溝が検出されている（相原1997）。第2次調査（1997）では、治定地南側に隣接して土壙群が検出され、そこから破壊された石英閃緑岩が出土している。土壙群の位置関係等から玄室の破壊された痕跡であると考えられている（相原1998）。第3次調査（1998）でも第1次調査の溝の続きと盛土が検出され、現在に至っている（清岡1999）。

以上、簡単にカナヅカ古墳の研究史を振り返ったが、江戸時代には欽明天皇陵の陪塚と考えられており、吉備姫王墓の伝承もあったことが伺える。また墳丘には巨大な石材が露出しており、石室も開口するなど早くから改変を受けていたことが伺える。



第4図 カナヅカ古墳測量図(大正8年測図)

### Ⅲ. 西内成郷とカナヅカ古墳上申書

明治23年に、西内成郷はカナヅカ古墳の保存にむけて奈良県知事に上申書を提出しており、これが奏してカナヅカ古墳は破壊を免れた。その際に記された資料は、カナヅカ古墳の内部構造を知る唯一の資料となっている。

このカナヅカ古墳の保存に奔走した西内成郷（広吉1953）とはどういう人物であったのかみていきたい。

#### 《西内成郷略年譜》

- |             |     |                                |
|-------------|-----|--------------------------------|
| 1855(安政2)年  | 0歳  | 大和國高市郡上子島村（奈良県高市郡高取町上子島）に生まれる。 |
| 1872(明治5)年  | 18歳 | 上子島戸長臨時事務代理                    |
| 1874(明治7)年  | 20歳 | 学校世話掛（第十五中学区、四十七番小学区）          |
| 1875(明治8)年  | 21歳 | 副戸長（第五大区第十九小区・明治9年1月23日辞職）     |
| 1878(明治11)年 | 24歳 | 堺県地租改正掛傭                       |
| 1881(明治14)年 | 27歳 | 大阪府租税課勤務（明治16年2月2日免官）          |
| 1883(明治16)年 | 29歳 | 孝元天皇御陵陵掌・守長                    |
| 1885(明治18)年 | 31歳 | 齐明天皇御陵他、守長兼務                   |
| 1886(明治19)年 | 32歳 | 欽明天皇御陵他、守長兼務（明治20年12月16日免職）    |
| 1887(明治20)年 | 33歳 | 奈良県議会に当選。                      |
| 1889(明治22)年 | 35歳 | 橿原神社神殿御造営参事委員                  |
| 1892(明治25)年 | 38歳 | 広瀬神社宮司                         |
| 1902(明治35)年 | 48歳 | 橿原神宮宮司兼務                       |
| 1906(明治39)年 | 52歳 | 大神神社宮司兼橿原神宮宮司                  |
| 1911(明治44)年 | 57歳 | 死去（3月30日）、翌3月31日正五位、勲六等を賜る。    |

このように明治16年から孝元陵や齐明陵、天武・持統陵の守長を歴任し、明治20年には高市郡選出の奈良県議会議員に当選している。また橿原宮址の顕彰や橿原神宮の創建に尽力した。明治25年からは広瀬神社や橿原神宮宮司を歴任し、明治44年に他界している。

カナヅカ古墳の破壊に遭遇し、その保存に奔走した西内は御陵の陵掌や守長時の経験、そして県議会議員であったという立場であったからこそカナヅカ古墳の破壊をいち早く察知し、保存へ向けた動きができたものと考えられる。

#### 《『古物發掘』第26號所収 カナヅカ古墳関係文書》

この中に記されているカナヅカ古墳の関連資料は、西内成郷の上申書と現状図、そして聞き取り調書から成っている。上申書の内容は以下の通りである。

欽明天皇櫓隈坂合御陵ノ陪塚保存ノ義ニ付別紙ノ通宮内大臣ヘ建言仕度  
御差問無之候得者御執達相成度然ルニ目下棺槨石割着手致居候ニ付御詮  
議中御差止メ相成候様併而願上候也

明治廿三年五月廿一日

西内成郷 印

奈良縣知事 小牧昌業殿

そして3日後の5月24日には

「坂合村々長友田伊三郎殿ヨリ御呼出ノ上該石割工事暫ク中止可致旨御所郡役所ヨリ御達シニ付石割スルコト相成ラズ」

とあり、坂合村村長より工事をしばらく中止するよう命令が出されており、その迅速さには驚かされる。

#### Ⅳ. 明治23年の石室破壊状況

ここでは『古物發掘』第26號に納められているカナヅカ古墳の破壊時の状況とその後の経緯についてみていきたい。

##### 【陵墓治定までの経緯】

まず、江戸時代から明治25年の陵墓治定までの経緯をみていく。

|                   |                                                           |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|
| 文久3(1863)年頃       | 御陵掛戸田大和守、カナヅカ古墳に竹柵を設ける。                                   |
| 明治15(1882)年頃      | 石室内に不審者が出入りするため、土砂をいれ入り口を塞ぐ。                              |
| 明治19(1887)年       | 坂合村平田のT氏から高市村野口のU氏へ売却される。                                 |
| 明治23(1890)年3月27日  | 同野口のU氏から白檀村南妙法寺のU氏へ売却される。                                 |
| 明治23(1890)年3月28日  | 同南妙法寺U氏と同村石工M氏らが石材の採取に着手する。<br>(この頃、三宅米吉氏カナヅカ古墳の破壊に遭遇する。) |
| 明治23(1890)年5月21日  | 西内成郷より奈良県知事へ欽明陵陪塚の保存について上申。                               |
| 明治23(1890)年5月24日  | 坂合村村長より暫く工事を中止する命令が出される。                                  |
| 明治23(1890)年5月29日  | 工事関係者の聞き取り調査を実施。                                          |
| 明治23(1890)年6月6日   | 奈良県知事より宮内大臣へ上申する。                                         |
| 明治23(1890)年9月23日  | 奈良県知事より諸陵部へ起工者の処断を促す文書を送付する。                              |
| 明治24(1891)年11月26日 | 官有第一種御陵陪塚成。                                               |
| 明治25(1892)年       | 除租処分。                                                     |
| 明治25(1892)年6月8日   | 宮内庁欽明天皇陪塚に治定される。                                          |

##### 《土地所有者の認識》

カナヅカ古墳についての各地主の認識は

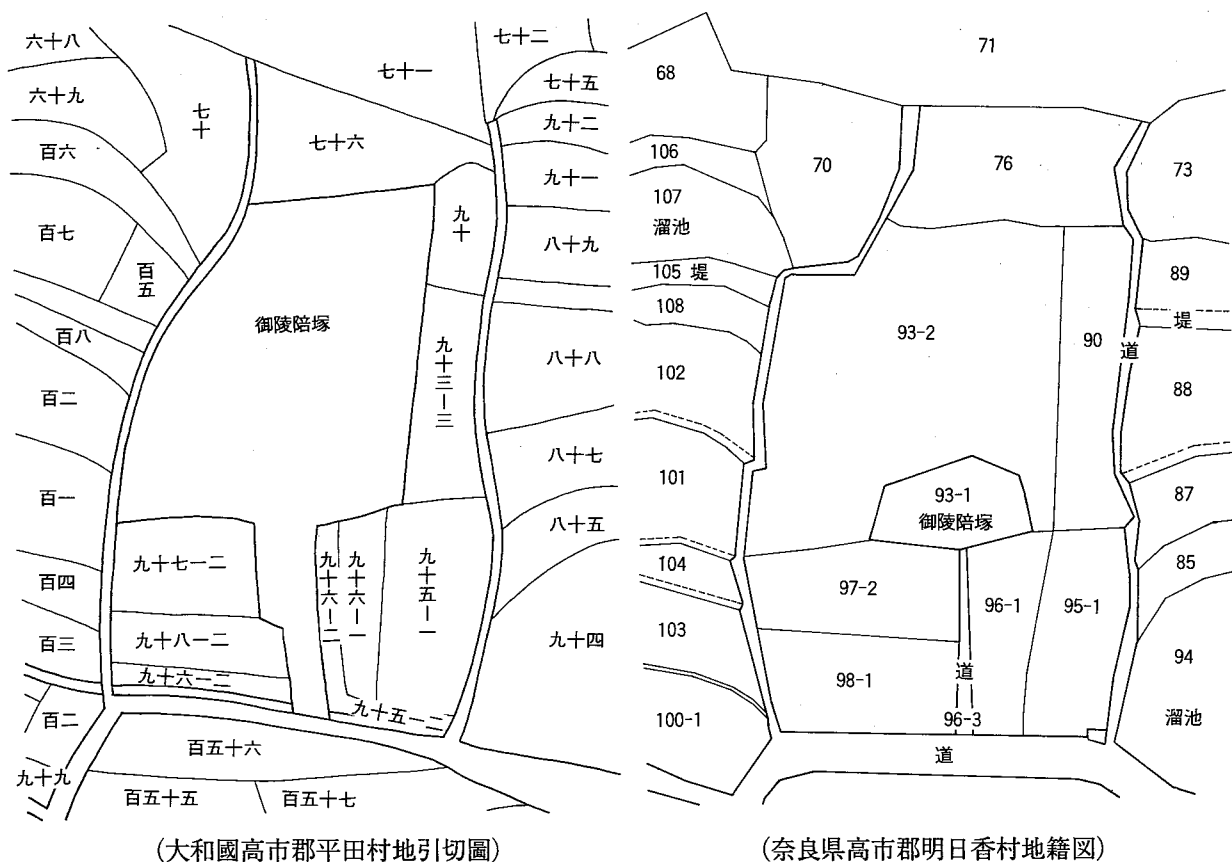
- ・「唯塚穴ト迄聞ヒタ迄ニテ特ニ是レト云フコトハ聞キマセン」(野口U氏)
- ・「唯「カナヅカ」ト申シテ塚穴ダト申サレマシタ」(南妙法寺U氏)
- ・「何ニモ塚穴ニ付テノ事ハ聞キマセン唯穴ノ有ル事トノミ思ヒマシタ」(石工M氏)

といった程度で「笠石等ヲ賣渡シ之ヲ打割ルニツキ始メテ石槨ナルヲ知ル」と証言しており、当初古墳としての認識は薄かったことが伺える。

##### 【地籍図の検討】

現在の地籍図と明治時代の地籍図とを比較してみた。明治時代のものは測図の時期が不明であるが、図中に「御陵陪塚」とあることから明治24年頃のものであることがわかる。

現在、宮内庁の治定している範囲は、93-1番地の352㎡と通路の96-3番地の64.5㎡である。93-1番地は多角形状に杭で囲まれており、墳丘の高まりが残っている部分である。しかし、明治時代の地籍図をみると現在畑になっている93-2番地の2065㎡部分も御陵陪塚に指定されていたことがわかる。現在の治定範囲と明治の範囲と異なっている理由は明らかではないが、



第5図 カナヅカ古墳 地籍図

売買された土地の範囲が関係しているものと考え。

大正8年の帝室林野局作成の測量図(第4図)をみると現況と同じであるため、これ以前に範囲が変更になったものと考え。大正14年発行の『高市郡古墳誌』にはカナヅカ古墳が「後修造」されたことが記されている。「修造」とは、建造物などをつくろい直すこと。修理。という意味であるから、カナヅカ古墳は修復されていたことがわかる。この時期がいつ頃かははっきりしないが、工事中止から1年5ヵ月が経過した明治24年に官有第一種御陵陪塚となり、同25年に除租免除となっていることから、修繕は明治24～25年頃に行われたものと考え。この時の修復は石室の復元や墳丘盛土まで行われたと考えられ、修復した範囲を陵墓として再指定したため、当初の範囲から変更されたものと推定できる。

#### 【石室材の出土した経緯】

カナヅカ古墳は古くから墳丘の南側に大きな石材が露出しており、塚穴が開いていたことがわかる。天井石(笠石)が出土した経緯は明治23年5月23日の聞き取り調査で知ることができる。

そこには

「唯塚穴ト迄聞ヒタ迄ニテ特ニ是レト云フコトハ聞キマセンガ元ハ畑地ガ貳枚カ三枚デ有リタルヨシ笠石ノ上ヘモ畑地デ有リタル處下タガ石在土ガ焼ケテ作物ガ出来又処カラ土ヲ分ケテ壹枚ノ畑トナシ石ヲ出シタル趣キ聞ヒテ居リマシタ」

とあり、これによると墳丘(石室)の上には2～3枚の畑があって、土が焼けて作物ができないため1枚の畑にしたという。「土が焼けて」とは畑のすぐ下に石室があり、水を与えても

すぐ抜けて、畑が乾燥しやすかったためであろう。そう考えると墳丘部分は早くから開墾などによって削平を受けていたことがわかる。また石室は治定地南側の段差のある斜面に開口していたものとする。

### 【石割りの目的】

石材が必要であった理由については、

「形ノ大ナル石ガ有リマスカラ夫レヲ目的ニ買ヒ取ルコトニナリマシタ」

とあり、使用目的については

「檀原神宮ノ御堀ノ石ガキニ入札シテ落チタナレバ使ハント存ジタルヨリ起リマシタ次第デ御座リマス」

といているように、檀原神宮の堀の石垣に使う目的で、石室が破壊されたことがわかる。

### 【石割りの様子】

石割り作業前後の様子については、下記の聞き取り調査から状況が伺える。

一、「買ヒ取ル節、穴ノ中ヘ入テ見タルカ」

「ハイ」入り口ノ處ヲ「ホーテ」入り中ニ入テハ立テマシタ依テ手サグリデ石の面ヲ〇ヘマシタ」

一、「其塚穴ノ中ニハ如何ナルモノガ有リシヤ」

「何ンニモ有リマセン唯石ヤ土が埋テ居リマシタ」

一、「其節穴ノ内ニハ何ンゾ他ニ石デモ有リシカ」

「何ンニモ有リマセン今ノ通りデ御座リマシタ」

一、「今ハ現場石ヲ割り有ルガ元ハ幾ツ有リシカ」

「笠石ガ四ツアリ穴ノ中ノ石ハ今有ル通りニテ少シモ手ヲ附ケマセン亦笠石モ三ツヲ割り離シ壺ツハ割カケタ處デ御座リマス」

上記によると羨道部分は這って入り、玄室内では立てたようである。そして羨道・玄室内には石や土が堆積しており、他には何もなかったようである。

石割り作業は、買い取った翌日から着手している。天井石(笠石)はもともと四石あり、三石はすでに割り離して、見上げ石を割っていた最中のようである。穴(石室)中の石は今の通りとあるので、玄室や羨道の石材は石割りを免れたものとする。

### 《天井石の行方》

取り除かれた天井石については

一、「高市郡八木町大字小房ノ堤防ニ用キル為メ「ヒカエ」石二尺五寸四百五拾箇及ビ臺石等ヲ（途中略）小房ノ（U氏）ニ賣リマシタ」

一、「宇智郡五条氏神ノ石カゲニ用キン為其買負人（Y氏）ト云フ人ニ（途中略）賣リマシタガ未ダ石ハ其儘デ御座リマス」

とあるように天井石は、石垣などに使用するために分割されて売られていたことがわかる。

### 【埋葬施設の構造】

石室の状況についても記載されている。

## 《石室の状況》

- 一、「櫛巾三間ニ貳間大ナル切石ヲ以テ積重タリ櫛中四五尺計土ニテ埋モレタリ石棺丈ハアラストナセモ與土中ニ又如何ナルモノ、埋没シタルヤ知ル可カラス」
- 一、「櫛ノ石ハ大ナルモノニテ大凡六尺四分計ノ硬石ナリ」
- 一、「カナ塚」ハ大ナル笠石四笠個アリ南ニ穴ノ入り口尺余方アリ（途中略）穴中ハ石棺ナルヤ又ハ石室ナルヤ是亦知ル者ナシ然レドモ穴中ニ頗ル大ナル石ヲ以テ重ネタル穴ナリト伝ヘ居レリ」

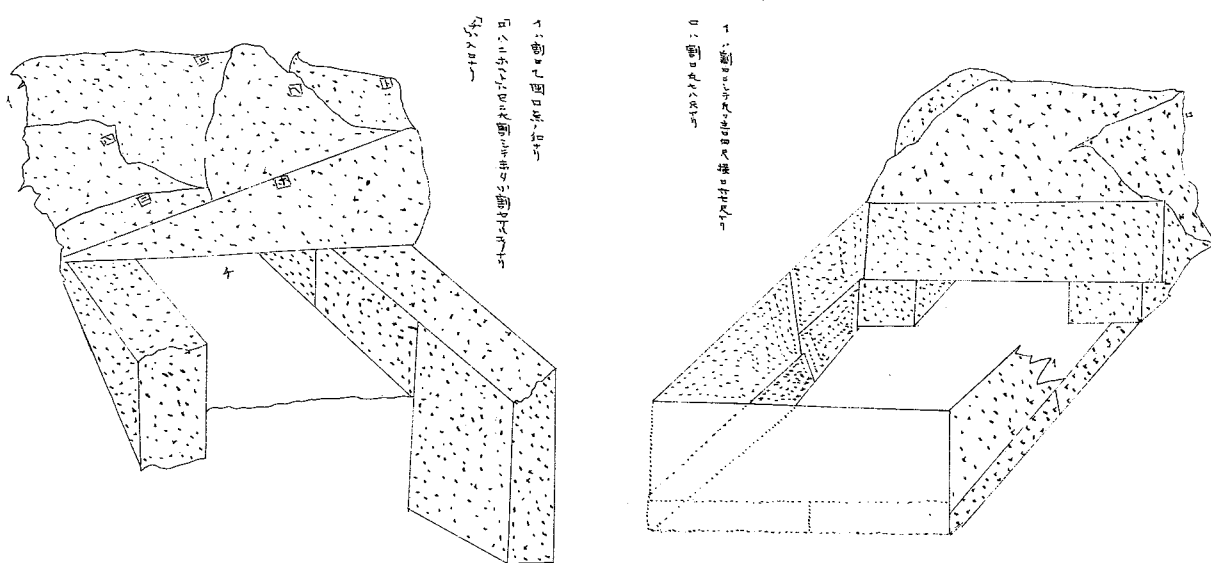
明治23年当時偶然通りかかった三宅米吉氏も

「此の塚内部の構造は例の方形なる玄室に、羨道つき、入口は南に向へるものなるが、其の石材は実に巨大なるものにて、中には長さ一丈許幅五尺もあるものあり。而して皆磨礱精工、必ず由ある陵墓と見えたり云々」と記している。

## 《石室構造》

付図は甲図、乙図の2枚あり、甲図は羨道部分を描いた図で、乙図は玄室部分を描いた図である。

玄室は二段積みで、右側石が上段二石か一石<sup>1)</sup>、下段二石、左側石は上段二石、下段二石、奥壁が上段一石、下段二石である。羨道は右側石二石、左側石三石、天井石は見上げ石一石が描かれている。天井石は破壊時には四石あったとされるが見上げ石を除く、残り三石が持ち去られていることがわかる。失われた三石の内訳は、玄室に二石、羨道に一石使われていたと考える。



甲図 前面ヨリ見タル圖

乙図 後面ヨリ見タル圖

第6図 カナヅカ古墳 石室図

### 《石室規模》

規模については、西内氏の記録が参考になるが、第3図をみると冪形に石室の図が描かれており、その中に「二間、三間」と記されていることから玄室の規模を示していることがわかる。つまり長さ三間、幅二間と考えられる。玄室の高さや羨道の規模については記されていない。

これまでの状況をまとめると

- 1、石室は南に開口する両袖式の横穴式石室である。
- 2、石材は巨大なもので、加工された切石を使用している。
- 3、玄室の規模は三間×二間の長方形である。
- 4、石室・羨道部分は四五尺程度土砂で埋まっている。
- 5、羨道の入口は尺余り開口しており、這って内部に入ることができる。
- 6、天井石は四石あったが、現在は一石を残すのみである。
- 7、天井石以外の石室内の石材は元の通りである。

このように明治時代に破壊されたと考えられていた、カナヅカ古墳の石室の状況が判明したことは切石石室墳を考える上でも重要である。また破壊時の石室の図面も残されていたことによって、より具体的にカナヅカ古墳を検討する材料となっている。

そこで今回、文献資料のデータと発掘調査の成果を踏まえながら、石室構造や規模、そして墳丘形態について復元的に考察を行っていきたい。

## V. カナヅカ古墳の復元的考察

カナヅカ古墳の埋葬施設の状況については、上記の通りである。石室は石取りやその後の陵墓治定により不明な点が多いが、この時期の他の切石石室を有する古墳の事例を参考にしながら構造復元を試みたい。

### 【石室規模の復元】

石室構造については二段積みのいわゆる「岩屋山式」の横穴式石室であることがわかる。石室の壁面構成をみるとカナヅカ古墳は峯塚古墳と同じプランと考える。

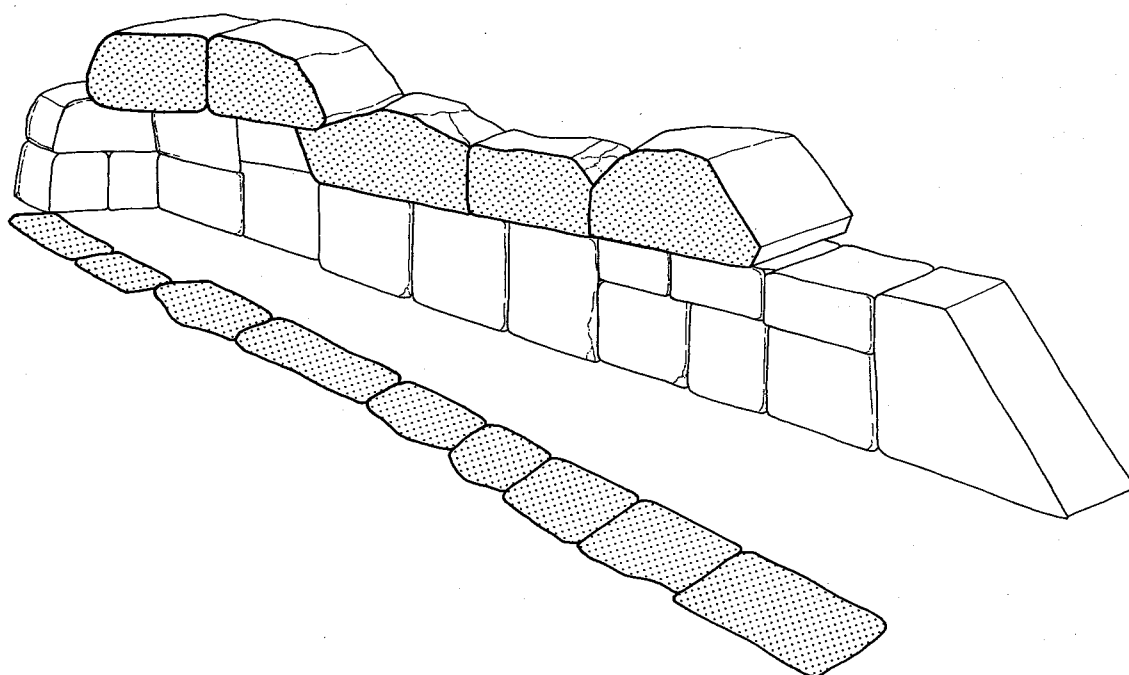
規模については、玄室の長さが三間（約5.45m）、幅が貳間（約3.64m）と記されている。高さについては不明であるが、玄室右側石の二段目の石材が破壊されており、そこに「立口四尺、横口六七尺」とあり、また玄室内には「四五尺」程度土砂で埋まっていたと記されていることから、玄室の高さは約2.7mに復元できる。

羨道については、羨門部が破壊されており、長さについては不明である。高さは入り口が「尺余り」開いており、一尺程度開口していたと考え、玄室の埋土の高さとを合わせて羨道の高さは1.8m程度に求めることができる。

羨道長については羨門部が破壊されており、本来の規模を復元するのに支障をきたしている。そこで羨門部の構造について検討を行いたい。

### 【石室羨門部の検討】

明治23年に記された図には、羨道の側石は左側石三石、右側石二石が描かれているのみで、それより南側の構造については不明である。羨道部分をよく見ると右側石の羨門部寄りの一石が抜き取られていることがわかる。そして注目するのは抜き取られた石材と二石目との目地の部分が垂直に加工したような表現がされている点である。左側石をみると羨門部側の一石目の

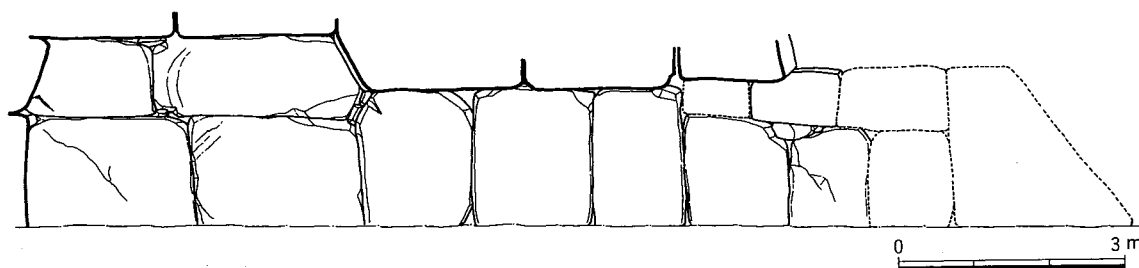


第7図 カナヅカ古墳 石室復元透視図

端面も右側石の目地の表現と同じように描かれていることに気がつく。これは目地を合わせた加工の跡であるから本来はさらに数石南へ続いていくものと考ええる。

次に羨門部を復元する上で、平群町の西宮古墳（村社1995）を参考としたい。西宮古墳の羨門部の構造は羨道の側石が三石あり、続いて南に三石置かれている。羨門の南端から二石分は墳丘勾配の傾斜にあわせて加工が施されている。岩屋山古墳も羨門部の側石は斜めに加工されており、この時期の切石石室墳にみられる羨門を墳丘外に露出させる「墳丘外明示」の思想が働いたものと考えられている（村社1980）。この露出させる部分の石材は2～3石程度であり、これは墳丘の段築テラス面に対応している。段築テラス面は古墳の規模などによってもばらつきがあると思うが、眉石から石室材の羨端（斜め石の端）までの距離を比較してみると西宮古墳・岩屋山古墳ともに長さは約15尺（4.5m）と同じ数値を表わすことが明らかとなった。この数値は羨門部の構造を復元する上で一つの目安となる。そこで時期を同じくする峯塚古墳についても検討したい。

峯塚古墳は羨門部の眉石から先は破壊されている。羨道部分は玄門部から三石分は一段積み



第8図 峯塚古墳 石室復原図

で、二段積みの部分は下段二石、上段二石分が残存している。よくみると上段二石の端は下段二石よりやや内側に置かれており、本来はもう一石あったと考えられ、上下段各三石と想定できる。更に南側には墳丘勾配に合わせ、斜めに加工した石材があったと考ええると眉石から羨端まで4.5mとして全長は14.6mと復元できる（第8図）。

一般に切石横穴式石室の羨道部の構造については一段＋二段＋一段積みから、一段＋一段＋一段積みが変わっていく流れが考えられる。カナヅカ古墳の場合、第6図には羨道部分は一段積みの三石目までしか描かれていない。しかし玄室の壁面構成は峯塚古墳と同様であるため（奥壁以外）、羨門部側の構造を参考にと二段積み部分は上段三石、下段三石となり、更に墳丘勾配にあわせて加工された石材（羨端石）が一石（又は二石）あったと想定できる。そう考えると眉石から先端まで4.5mとして羨道長は峯塚古墳の5.5mを参考にとすると約10mとなり、カナヅカ古墳の石室は約16mと復元することができる。

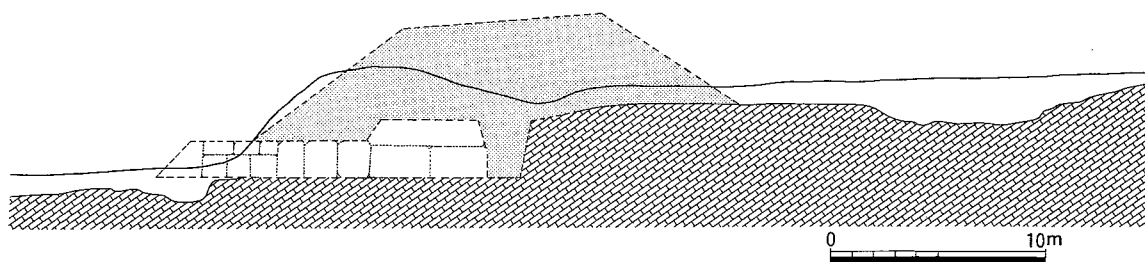
## Ⅵ. 石室位置の検討

次に石室位置について考えてみたい。カナヅカ古墳の石室については不明な点が多く、明治23年の破壊で残存していないのではと長らく考えられていた。しかし、西内氏の文献の発見によって、石室については現在の陵墓治定地内に残っている可能性が強まった。そこで今回の復元作業を通して得た石室のデータと発掘調査の成果をもとに石室の位置について検討したい。

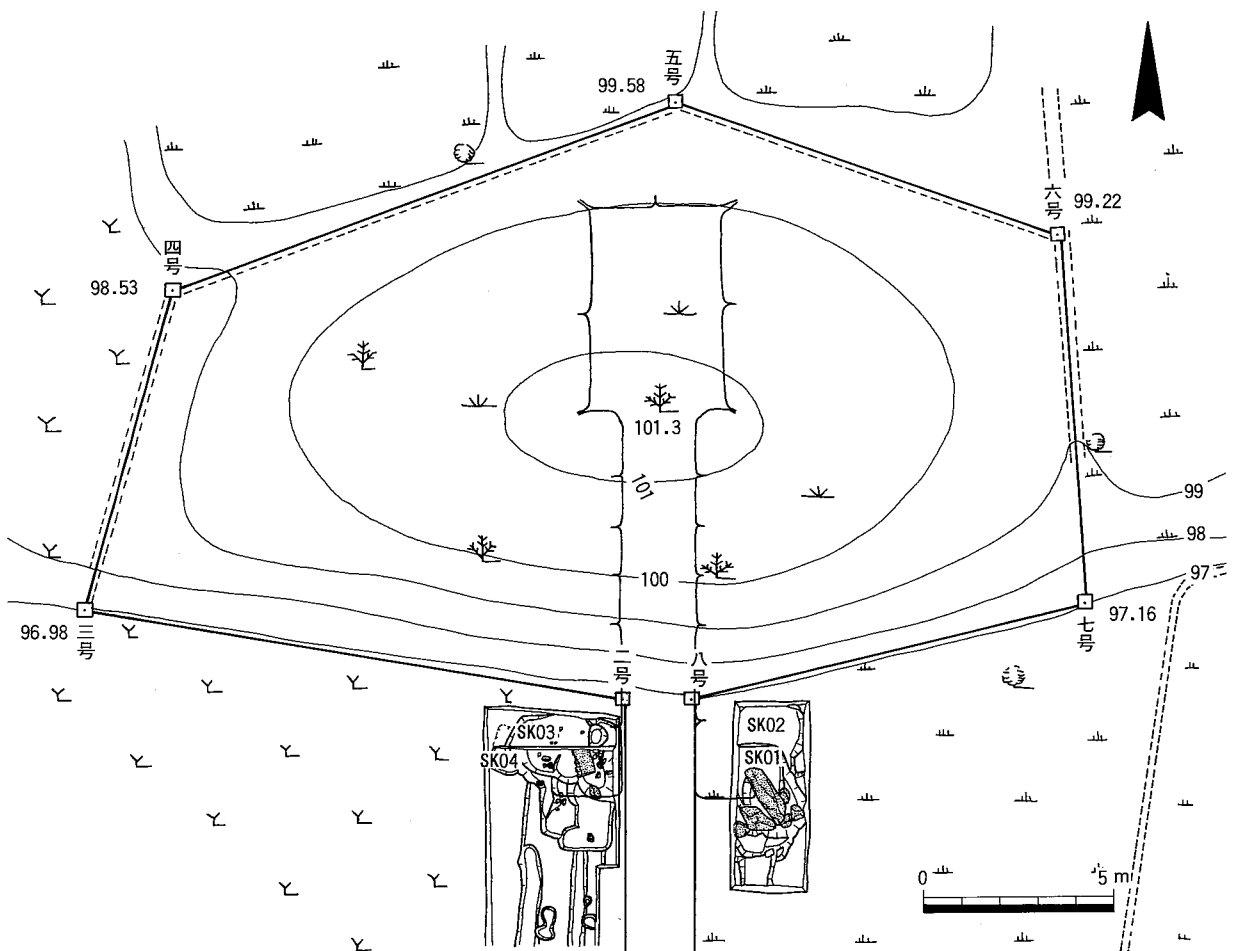
上記ではカナヅカ古墳の石室は約16mと復元を行った。現在盛土の高まりが残存している部分は、宮内庁治定区域内の東西24m、南北16mの範囲である（第10図）。この墳丘の北側斜面には石材が一部露出しており、石英閃緑岩であることがわかる。この石材が石室のどの部分のものかは不明であるが、宮内庁治定域内に石室材が存在し、また『高市郡古墳誌』には「石材採取の為に破壊されたが、後修造せられて」云々とあることから、第6図に描かれている石室は現存しているものと考ええる。

次に石室の位置については現在、地表観察からは伺い知ることができない。しかし治定域南側に隣接して行った第2次調査では、土壌（SK01～04）群を検出している。土壌は、3m×2m程のもので隅丸方形を呈しており、中から楔跡の残った石材が出土している<sup>2)</sup>。特に、SK01では大小7個の石材が出土している。この土壌群の性格については土壌の東西間隔が3mもあることや位置関係から玄室の破壊された跡で石材も玄室に使用されていたものと考えられている（相原1998）。この土壌がある場所は現在、宮内庁が治定している墳丘の南側に接したほぼ中央にあたっている。

石室に関する情報は、墳丘南側の土壌群と墳丘北側斜面に露出している石材のみで、不確定



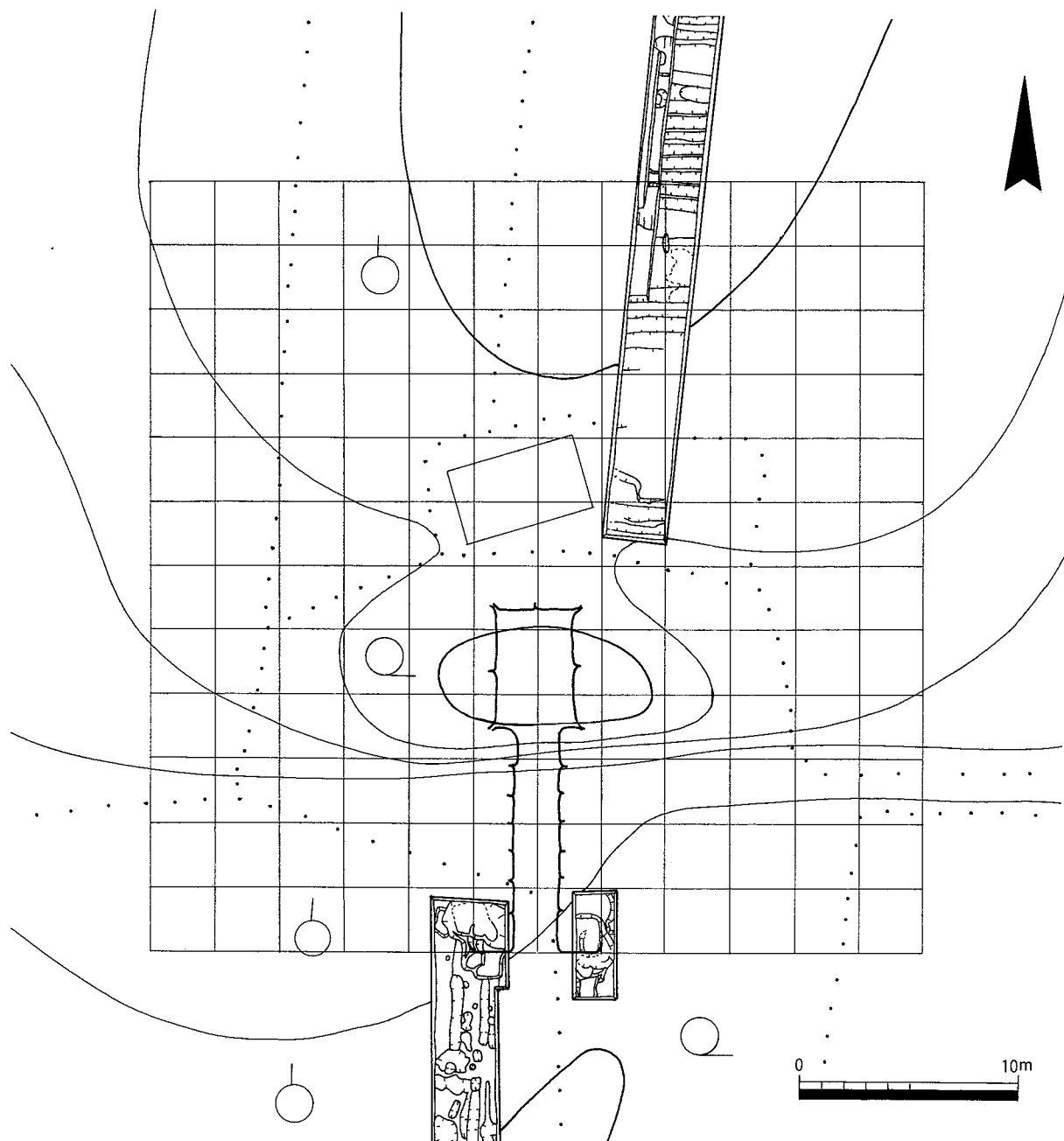
第9図 カナヅカ古墳 墳丘断面復元図



第10図 カナヅカ古墳 石室位置図

要素が多い。しかし、墳丘内に石室が残存している可能性が高く、また土壌の位置から石室位置を特定できるのではないかと考えた。そこで墳丘断面図を作成し（第9図）、今回復元した石室図を照合した結果、墳丘南側の土壌群は石室羨門部に、また墳丘北側の石材については天井石の一部である可能性が強まった。また境界二号杭と八号杭から南に28.8m先に一号杭と九号杭があり、この間も通路のように陵墓治定地となっている。幅が1.8m程しかなく指定する意図がよくわからなかったが、石室の位置をみると二号杭と八号杭付近が石室の開口していた場所と考えられることから、石室開口部分から南の伊勢高野街道までを含めた範囲を指定したものとする。つまり、1.8mという数値は羨道幅を表わしていると考えることができる。墳丘南側で検出した土壌間の未調査部分に羨門部の側石があったと推定でき、土壌群については石材を採取する際の採掘場と考えられる。土壌は地山を掘り込んでおり、石室の設置面は標高96m付近と考えることができる。そうすると石室の基底面とテラス面が同一面であることがわかり、陵墓治定域南側のテラス面は、基本的には築造当初のものと考えられるようになった。墳丘の盛土は、大正8年の測量図をみると墳頂が101.3m、昭和38年の地形図では100.5mと約50年間で80cmの盛土が流失していることがわかる。

このようにカナヅカ古墳の石室は、宮内庁治定域内のほぼ中央にあることが明らかとなった。



第11図 カナヅカ古墳 墳丘築造規格案

## VII. 墳丘構造と築造過程の復元

カナヅカ古墳の墳丘は宮内庁治定部分を除いて大部分が削平されたと考えられており、墳丘構造を復元するのに問題点が多い。しかし、石室の位置がほぼ判明したので、これを糸口にカナヅカ古墳の墳丘構造について復元を行っていききたい。

### 【築造規格】

墳丘については、石室の位置の検討から宮内庁陵墓治定域の中心にあり、石室羨門部が墳丘下段斜面に一致すると考えると墳丘下段の位置は陵墓治定域南側の境界二号杭と八号杭から2.5mほど南の位置に想定できる。これは第2次調査の土壌群とも一致する。そして規模については、現在の地表面では治定域以外は、盛土が明確ではなく特定しがたい。しかし、石室の

位置が判明しているのを、それを基準に一マス10尺（唐尺＝29.5cm）の方眼を地形図に合成してみた（第11図）。その際の基準は石室南端を境界二号杭と八号杭より2.5m南とすること。墳丘下段の裾は第1次調査で検出した東西溝の南肩とした。

その結果、カナヅカ古墳は一辺約35m（35.4m）の二段築成の方墳で、唐尺に換算すると約120尺（高麗尺一尺＝35.5cmとして約100尺）となることが明らかとなった。また墳丘前面のテラス面も東西約60mを測り、唐尺の約200尺（高麗尺＝約170尺）を基準に規格されていたことが伺える。

今回の検討では、墳丘部分の盛土が大部分削平されており、現状では不確定要素が多く、墳丘復元にあたっては慎重でありたい。よってここではひとつの考え方として墳丘の築造規格を一辺120尺とする案を提示しておきたい。

### 【墳丘構造】

築造規格の検討から二段築成の方墳であることが判明した。そして墳丘前面にはテラス状遺構の存在が考えられるようになり、カナヅカ古墳の墳丘構造が明らかとなってきた。

#### 《下段墳丘》

石室羨門部の位置が確定しているため、下段の裾部分も復元できる。石室基底面は、標高96m付近に想定でき、この面は更に南側へ伸びていく。墳丘は緩斜面に造られているため、南辺を高く、北辺を低く、墳丘築成が行われたものと考ええる。下段の高さは約2mほどであったと考えられる。

#### 《上段墳丘》

上段墳丘は、石室の天井石を覆う形となり埋葬施設を包括する重要な部分である。横穴式石室では天井石を粘質土で覆うように盛土される例が多く、カナヅカ古墳も同様な工法で盛られていたものと考ええる。規模については、下段の高さの2～3倍程度と考えると4～6m程で、上下段あわせて6～8m程度に復元できる。

#### 《テラス状遺構》

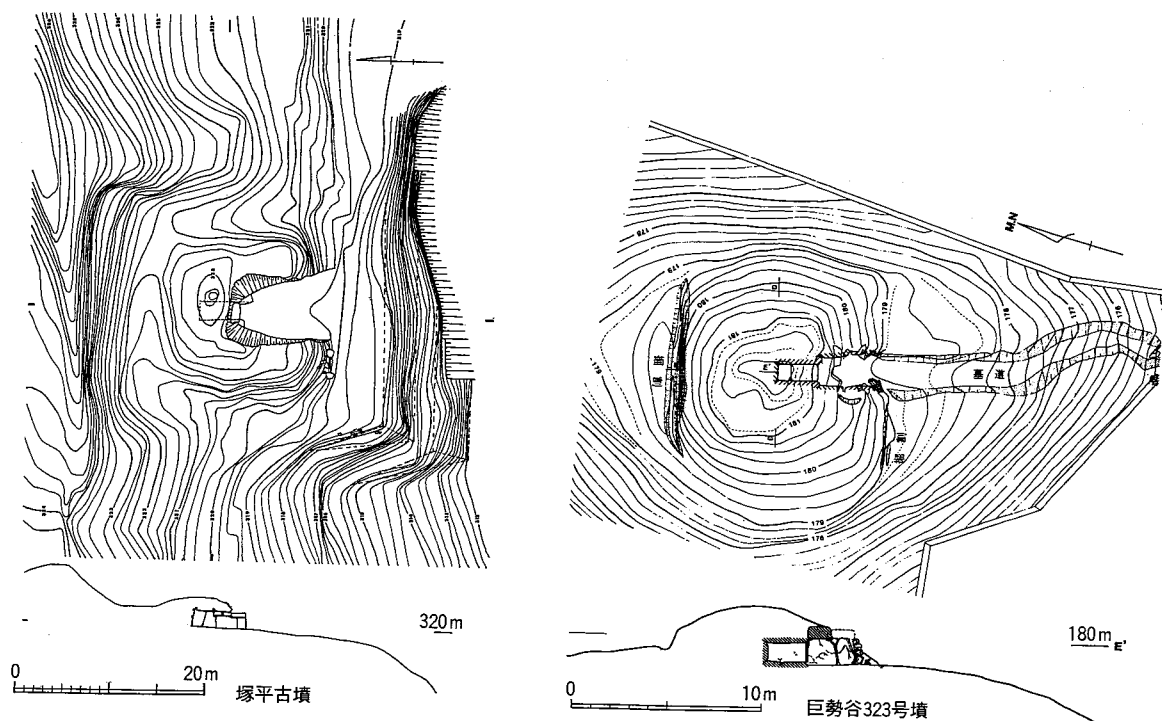
基礎造成の際に削り出された場所で、石室基底面が更に南に向かって伸びている。このテラス面は地山削り出しで、本来盛土は施されていないと考える。仮に盛土されていたとしても多くはないであろう。テラス面は東西60m、南北25mと範囲がかなり広く、大規模であったことがわかる。

#### 《テラス状遺構の性格》

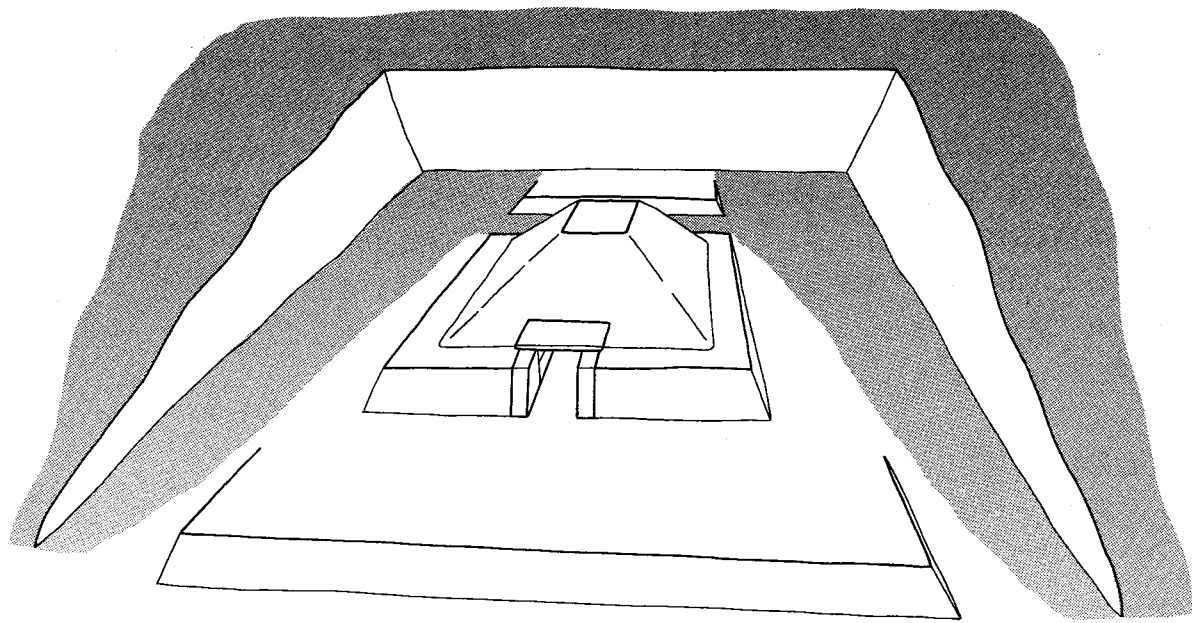
石室南側の前面にテラス面をもった古墳は奈良県では、塚平古墳（天理市）や巨勢山323号墳（御所市）、舞谷古墳群（桜井市）などがある。巨勢山323号墳はカナヅカ古墳と同様に尾根を利用して築かれている。墳丘は、北から伸びてきた幅約20mの尾根を利用して幅いっぱい造られている。石室前面には東西13m、南北6mほどの前庭部が認められ、石室基底面と同一面にある。この場所には、入口に向かって尾根裾から墓道が確認されている（藤田1987）。

他に尾根を利用して造られている例としては舞谷古墳群（堀田他1994）が挙げられる。舞谷古墳群は5基からなるもので各尾根に1基ずつ築かれている。墳丘の前面には東西13m、南北12mの前庭部が造られている（堀田1994）。

塚平古墳は丘陵の南側斜面を造成して墳丘を築いている。そして石室基底面と同じレベルで墳丘前面に南北6m、東西約20mのテラス面を有している。南側には更に南北幅2mほどの段



第12図 石室基底面と前面テラス同一面の古墳



第13図 カナヅカ古墳 墳丘復元図

状テラスがある（亀田1976）。

三室山二・三号墳は丘陵東側斜面を造成しており、墳丘前面に南北6 m、更に南側に南北幅3 mの段状テラスを有しているが（村社1986）、石室基底面が下段墳丘上にあり平坦面とは一致しない。尾根を造成した古墳と南や東斜面を造成した古墳ではやや立地は異なるが、平坦面と石室基底面が三室山古墳以外はカナヅカ古墳や巨勢山323号墳、塚平古墳ともに同一面であることがわかる。一方、石室基底面が前面テラス面に一致しない古墳はテラス面とは明確に別け、墳丘の「壇」上に造られている。例えば、岩屋山古墳や西宮古墳、峯塚古墳などがあげられる。性格的には石室の基底面を設置する基礎（都出1998）としての基壇的なものと考えられる。それに対して墳丘前面にみられる段状テラス（塚平古墳、三室山二・三号墳他）は、墳丘正面（南）からの視覚を意識した付帯施設と考えることができる。

カナヅカ古墳は、緩斜面にあるため南北比高差が約7 mもある。特に石室羨門部の想定位置では約2 mの段差があり、治定地を境に北側と南側が大きく別れてしまう。これについては、当初南側の平坦面は後世の削平の結果、生じたものと考えていた。しかし、石室構造や位置の検討から石室開口部を中心に南北の段差が分かれること、また石室基底面がテラス面と一致することなどからテラス面は築造当初のものとするのが妥当であると考えられる。カナヅカ古墳の墳丘構造を考える上で重要な点は、南北に伸びる尾根を利用している点である。巨勢山323号墳や舞谷古墳群も尾根幅いっぱいに墳丘を築き、墳丘前面には前庭部状に平坦面が存在する。この立地にある古墳は背面カット側に墳丘を寄せる傾向にあり、カナヅカ古墳も尾根を利用した同じ立地の古墳であることがわかる。石室前面の前庭部・平坦面の性格について、舞谷古墳群では「墳丘築造に伴う作業過程での産物」（泉1994）と考えられている。

カナヅカ古墳の場合、石室基底面（床面）と前面のテラス面が同一面であることに注目したい。墳丘基壇上に石室のある古墳と異なり石室前面に一定の空間を有することはやはり葬送儀礼に伴う墓前祭祀を行う施設であったと考えられる。古墳時代後期以降、石室内で行う埋葬儀礼から石室前面で行う墓前儀礼へとその比重が移っていき、葬送儀礼の場が入口付近の前庭部

とその周辺に移っていく（都出1998、和田1995）。

こう考えるとカナヅカ古墳のテラス面は、葬送儀礼に伴う付帯施設として考えることができる。塚平古墳や巨勢山323号墳の前面テラスも上記の検討から墓前祭祀の空間として考えることができよう。つまり、石室前面のテラス面は、ただ単に作業過程にできた産物だけではなく、墓前儀礼に関わる性格をより明確化した空間がカナヅカ古墳のテラス面と理解したい。

#### 【墳丘の築造過程の復元】

カナヅカ古墳の墳丘の築造過程は大きくⅢ工程に大別できる。そして各工程において小工程が行われ、墳丘が完成したと考える。ここでは調査で得られた成果をもとにカナヅカ古墳の築造過程について復元的に検討を加えていきたい。

【Ⅰ段階】 墳丘を築造するための基礎造成である。

I－1 段階 墳丘は東西に広がる低位丘陵から南に伸びる三条の尾根を利用して墳丘を築く。まず「」字形に幅150m、高さ6～7mにわたって削り、そして中央の尾根を段状に整形する。

Ⅱ－2 段階 中央の削り出した尾根部分を更に整形を行う。背面カットの裾部分に高さ1m、幅40mの張り出しを造る。次に幅12m、深さ1.3mの東西の区画溝を設ける。この段階で墳丘予定地と墳丘前面のテラス面を含めた埋葬空間が確定する。次に石室構築予定地に墓壇を穿つ。

【Ⅱ段階】 石室の構築と墳丘下段の盛土を行う工程である。

I－1 段階 墓壇内に基底石を設置する。次に二段目の石材を構築する。そして裏込め土を盛っていく。そして墳丘下段の盛土・整形を行う。

Ⅱ－2 段階 石室に天井石を架構する。天井石を載せた後、上段の盛土を行っていく。この段階で上段の墳丘整形を行う。墳丘上段の完成。

【Ⅲ段階】 石室前面にテラス面を形成する。テラス面は地山を整形して東西約60m、南北25mの空間を造り出す。これは大規模なもので、ここでは墓前儀礼に関わる付帯施設であると考え。

そして完成である。

以上のように、カナヅカ古墳の築造過程を大きくⅢ段階に分けて復元を行った。今回の復元では、発掘調査で得られた成果と現状の地形などから墳丘は二段築成の方墳で石室前面に大規模なテラス面を有した古墳であることが判明した。築造過程では更に数段階の工程を経て古墳は完成したものとする。これらの点については今後のデータの蓄積をまって再考したい。

## Ⅷ. 切石石室の検討

カナヅカ古墳の石室は二段積みを基調としており、また切石が使われている点が注目される。巨石を用いた二段積みの方墳は自然石系と切石系に分けることができる（千賀1987、河上1997）。ここでは切石を使った石室の方墳を概観していく。

#### 【大和の切石石室墳】

岩屋山古墳（奈良県高市郡明日香村大字越）

一辺40mの二段築成の方墳である。八角墳（上段八角、下段方墳）の可能性も指摘されてい

る（白石1982、河上1999）。墳丘の西半分は削平のため失われている。石室は南に開口する両袖式横穴式石室である。石室は全長17.76mで精美な切石を使っている。壁面構成は奥壁が奥壁上下各一石、右・左側石が上段二石、下段三石である。羨道は玄門部から右・左側石とも一段積みで各三石、羨門部付近では二段積みで上段二石、下段は現状で四石確認できる（網干他1980）。

#### ムネサカ1号墳（奈良県桜井市栗原）

直径45mの円墳である。石室の全長は16.6mあり、岩屋山古墳と同じ規格で造られている。壁面構成は奥壁が上下各一石、右・左側石とも上段各二石、下段が三石である。羨道部は玄門部側から右・左側石が一段積みで各一石、羨門部付近が二段積みで上段二石、下段は現状で各五石確認できる（白石1967、桜井市役所1979）。

#### 小谷古墳（奈良県橿原市鳥屋町）

一辺35mの方墳である。北側には東西約43mにわたる背面カットが認められる。墳丘の大部分が削平されており、石室の一部が露出している。石室は南に開口しており、全長11.6mを測る。石室の壁面構成は、奥壁上下各一石、右・左側石共上段二石、下段三石で羨道も各三石で構成されている。玄室には竜山石製の家形石棺が納められている（白石1978）。

#### 峯塚古墳（奈良県天理市杣之内町）

直径35.5mの三段築成の円墳である。北側には幅10m以上、高さ5mの背面カットが行われている。墳丘には凝灰岩質細粒砂岩の切石が葺かれている。石室は墳丘中央に位置し、南に開口する全長11.11mの横穴式石室である。石室の壁面構成は、奥壁が上下各一石、右側石は上段一石、下段二石、左側石は上下各二石である。羨道は東西壁各三石を基本として左側石は羨門部付近が二段積みになり上下各二石で築かれている。石室内には昔、石棺材が存在していたらしいが、現在は失われている（天理大学歴史研究会1992）。

#### 西宮古墳（奈良県北葛城郡平群町）

一辺35.6mの三段築成の方墳である。墳丘背後をコ字型に尾根をカットしている。墳丘には花崗岩の葺石が施されている。石室は墳丘の中央にあり、南に開口する全長13.7mの横穴式石室である。石室の壁面構成は奥壁、左右側石各一石の一段積みである。羨道も一段積みで左右の側石が各五石配置されている。玄室内には竜山石製の家型石棺が納められており、床面には切石が敷き詰められている（村社1995）。

以上の古墳は白石氏によって「岩屋山式」・「岩屋山垂式」と型式設定（白石1967）が行われたもので切石を用いた二段積みと一段積みの壁面構成をもつものである。このタイプの石室を持つ古墳は35～45mクラスの古墳に採用されている。今回復元を行ったカナヅカ古墳はいわゆる「岩屋山式」に入るものであるが、このタイプの古墳の年代に関しては出土する土器がほとんどなく判断しがたい。そこで「岩屋山式」の範疇（河上1997）で考えられる葉室石塚古墳や石神古墳から出土した土器などから、カナヅカ古墳の年代について検討したい。

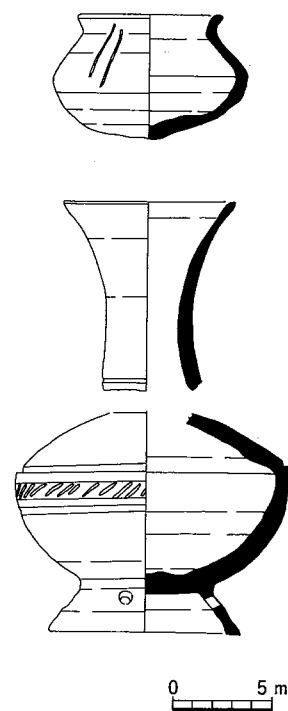
#### 《カナヅカ古墳の築造時期》

葉室石塚古墳は大阪府南河内郡太子町にあり、一辺40mの方墳である（上田1994）。この古墳は終戦直後に調査が行われており、内部に一部切石を用いた横穴式石室が検出されている。石室内には玄室に家型石棺、羨道には木棺が納められていた。そして石室内からは須恵器などが出土している（森1970）。出土した須恵器の中で、現在実見できるものは台付長頸壺2点と

短頸壺1点である。これらの土器を観察すると態勢的には田辺編年のTK217型式の範疇に納まるものである。今回実見<sup>3)</sup>した土器だけで石塚古墳の築造時期を限定するのは慎重でありたいが観察した3点の土器の示す年代は7世紀前半頃に求めることができる。

次に石神古墳であるが奈良県吉野郡大淀町大岩にあり直径25.5mの円墳である。埋葬施設は南に開口する全長9.98mの横穴式石室である。石室構成は玄室が二段積みで石材は加工されている。石室内からは多くの須恵器が出土(千賀1987)しており、その中でも小型の杯蓋はまとまって出土している。形態は天井部につまみがあり、かえりはやや内傾しているものの直立しており、これは田辺編年のTK217型式にあたるもので、石神古墳の築造年代を7世紀前半頃におさえることができる。

このように「岩屋山式」に併行するだろう葉室石塚古墳や石神古墳の年代が、7世紀前半頃と考えることができ、岩屋山古墳に代表される「岩屋山式」の古墳が7世紀の第Ⅱ四半紀までには出現していたと考えることができるのである。「岩屋山式」の石室の壁面構成の型式学的な流れの中で考えていくと玄室の



第14図 葉室石塚古墳出土須恵器

石材が二段積みから一段積みへ変化していく。また上段二石+下段三石から上段二石+下段二石、そして一段積みへの流れが考えられる(第15図)。羨道の壁面も玄門部から羨門部へ向かって三石分は一段積みで以降は二段積みで構成されている。二段積み部分も西宮古墳のように一段積みへと変化し、玄室高も低くなっていく。西宮古墳では羨門部で飛鳥Ⅱ～Ⅲの時期と考えられている杯Gと高杯が出土しており<sup>4)</sup>、一段積みの古墳の時期の指標となっている。そうした場合、カナヅカ古墳は石室構成から考えて岩屋山古墳よりも後出すると考えることができ、更に西宮古墳より以前となると、カナヅカ古墳の築造時期は7世紀中葉頃と考えておきたい。

## IX. まとめ ～カナヅカ古墳の系譜～

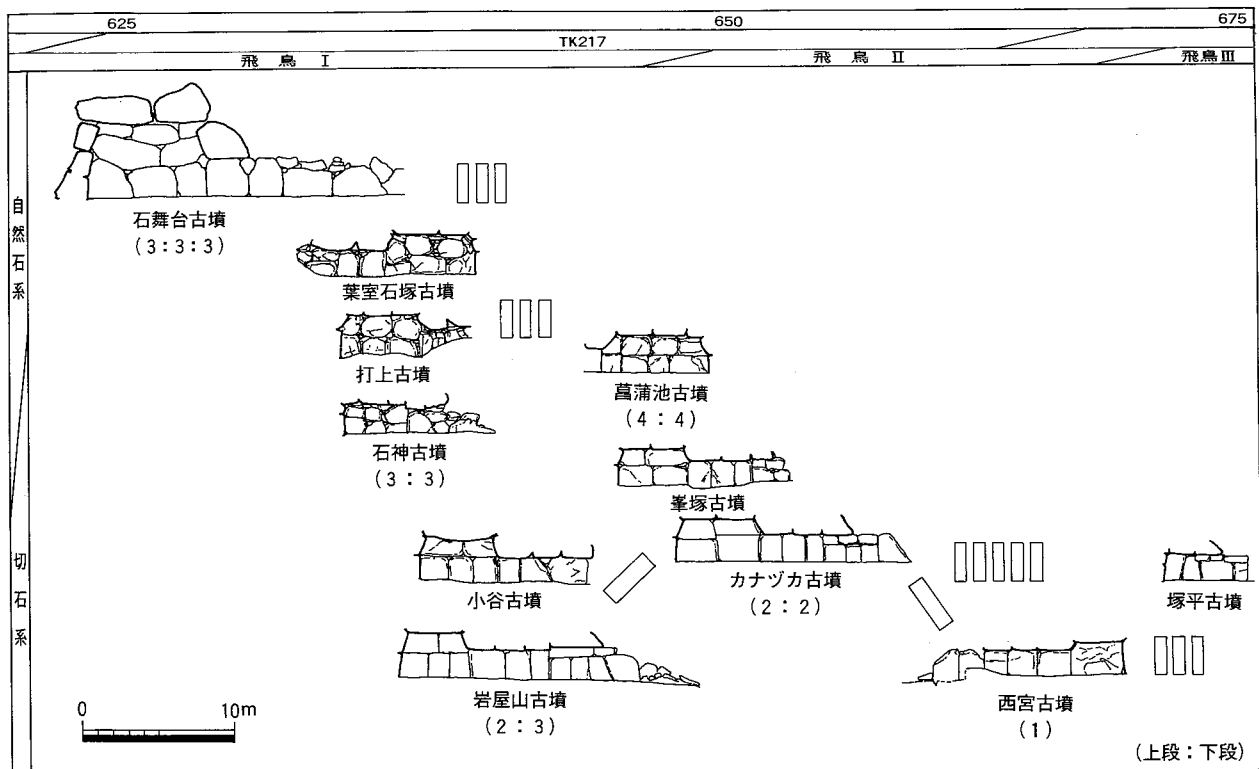
今回、カナヅカ古墳について整理を行ってきた。これまで石室・墳丘については規模ばかりが先行して古墳本来の姿がいまひとつわからなかった。しかし、石室の構造や位置が判明したことによって墳丘の構造についても言及ができた。ここでもう一度整理しておきたい。

カナヅカ古墳は一辺約35mの二段築成の方墳で、墳丘前面にテラス面を有している。テラスは大規模なもので東西60m、南北25mである。石室は南に開口する全長約16mの両袖式横穴式石室である。石材は石英閃緑岩の切石を用いている。玄室は両側壁各四石(上段二石、下段二石)、奥壁三石(上段一石、下段二石)をそれぞれ二段に積み天井石は玄室二石、羨道三石架構している。玄室の内法は長さ約5.45m、幅約3.64m、高さ約2.7mを測る。羨道は両側石各十石で、規模は長さ約10m、幅・高さ共約1.8mを測る。

系譜についてはいわゆる「岩屋山式」の石室の範疇で考えることができる。上記でみたように二段積みから一段積みへと形式学的な流れの中で岩屋山古墳よりも後出し、石室壁面構成は峯塚古墳と同じタイプである。しかし、奥壁は上段一石+下段二石となり、峯塚古墳とは若干

異なっている。この奥壁と同じ構成をしている例が塚平古墳にある。塚平古墳の奥壁は上段一石+下段二石で、規模については長さが4.6m以上、幅2m、高さが1.7mと低くなっており、石室も小型化している。石室の構造や規模などから7世紀後半頃と考えられ、カナヅカ古墳の奥壁構造を新しい要素と考えると峯塚古墳よりやや後出するものとする。

この時期の二段積みを基調とした横穴式石室には自然石系と切石系（千賀1987、河上1997）にわけることができる。自然石系は葉室石塚古墳、打上古墳、石神古墳などがあり、その次の段階では菖蒲池古墳への流れが考えられている（河上1997）。この自然石の巨石を使った古墳に石舞台古墳がある。石舞台古墳の壁面構成は奥壁二段積み、側石三段積みである。被葬者については蘇我馬子の桃原墓とも考えられており（喜田1913）、『日本書紀』には推古33（626）年に葬むられたと記されている。仮に石舞台古墳が馬子の墓として考えると、7世紀前半頃の築造と考えられ、岩屋山古墳も相前後して築造されていることとなり、自然石系と切石系の古墳は同じ系譜上の流れで考えるのではなく別系統の流れが想定できる。特に自然石系の中でも植山古墳や石舞台古墳のように巨石墳の流れと葉室石塚古墳や打上古墳のように切石を使った古墳の二つの流れが考えられる。石舞台古墳と打上古墳は相前後して築造されたと考えるが、一方は二段積みで一部切石を用いるなど大きく異なっている。これは植山古墳や石舞台古墳のように大王家や最有力豪族層は従来の巨石墳の流れを継承していたと考えられ、打上古墳や葉室石塚古墳のタイプの流れとは分けて考えたい。切石系では岩屋山古墳を中心にいわゆる「岩屋山式」の石室が展開する。岩屋山古墳とムネサカ古墳は同一プランで造られており、加工技術の面では岩屋山古墳と西宮古墳、峯塚古墳とカナヅカ古墳がそれぞれの石工技術に相関関係を認めることができる。形式的には岩屋山古墳から小谷古墳、そして峯塚古墳・カナヅカ古墳への流れが考えられる。



第15図 カナヅカ古墳の系譜

これまで岩屋山式の石室の存在がいわれていたカナヅカ古墳の石室が岩屋山古墳より後出し、峯塚古墳と同様の構造であったことが判明したことは今後、飛鳥の終末期古墳を考える上で重要となるだろう。

最後にカナヅカ古墳と欽明天皇檜隈坂合陵<sup>5)</sup>の関係について考えてみたい。カナヅカ古墳のある地域は西に梅山古墳、東には鬼ノ俎・雪隠古墳、天武・持統天皇陵が一行に整然と築かれており、計画的に配置されていることがわかる。特に梅山古墳とカナヅカ古墳は古墳の左右に尾根が伸びておりそれぞれの墓域を形成している。欽明天皇陵は『延喜式』諸陵寮によると

檜隈坂合陵 磯城嶋金刺宮御宇欽明天皇。在<sub>二</sub>大和國高

市郡<sub>一</sub>。兆域東西四町。南北四町。陵戸五烟。

とあり、兆域は東西四町、南北四町と記されている。東西南北四町という一辺424m四方の範囲となり、かなり広い範囲であることがわかる。天武・持統天皇陵の兆域をみても東西五町・南北四町で墳丘部分よりもはるかに広い範囲であり、兆域は陵墓だけではなくその周辺も含めた範囲であることがわかる。また兆域内には陵墓と同時期の付属施設の存在(泉森1991)が考えられるなど陵墓周辺に陵墓とそれに関連した施設の存在が想定でき、それらを含めた範囲が兆域の範囲と考えることができる。

欽明天皇陵の場合、南北範囲の四町分をどこまで考えるかであるが梅山古墳の主軸を中心として各2町分の範囲と考えると南端は平田川付近となる。この平田川の南側には南東から伸びる尾根(小字オオクズレ)がありその北側斜面をみると直線的な所が15m以上にわたって確



第16図 欽明天皇檜隈坂合陵兆域想定図(1/5000)

①梅山古墳 ②カナヅカ古墳 ③吉備姫王墓 ④平田キタガワ遺跡 ⑤キヨヅカ古墳

認でき、また平田キタガワ遺跡も平田川に沿って存在し、この付近が兆域の南限と考えるのが妥当であろう。北限については梅山古墳の北側丘陵の標高105m付近にあたり、ここには東西約10m、南北10mほどの平坦な場所が認められ、何らかの施設の存在が想定できる。次に東西の兆域についてであるが、梅山古墳の西側に現在、吉備姫王墓のある尾根が張り出しており、この尾根の東側斜面の造成面を基準にするとカナヅカ古墳の東側尾根の西側斜面でちょうど四町となる。つまり、カナヅカ古墳が梅山古墳の兆域内にぴったりと納まることがわかる<sup>6)</sup>。そこで注目したいのが『延喜式』にある次の記事である。

檜隈墓 吉備姫王。在<sub>二</sub>大和國高市郡檜隈陵域内<sub>一</sub>。無<sub>二</sub>守戸<sub>一</sub>。

とあり、檜隈陵の陵域内に吉備姫王の檜隈墓があると記されている。吉備姫王は皇極天皇、孝徳天皇の母で皇極二（643）年に薨去し、『日本書紀』には檀弓岡に葬られたことが記されている。檀弓岡については、どの地域を指しているか不明であるが、草壁皇子の岡宮天皇陵も真弓丘陵（まゆみのおかのみささぎ）に造られており、高取町佐田にある東明神古墳が有力視されている（河上1999）。現在、真弓と呼ばれる明日香村大字真弓地区はそれほど広い範囲ではないが高取川の左岸に位置している。他に真弓という小字のある場所を探してみるとカナヅカ古墳の南東に小字「真弓田」「真弓細田」「真弓田芳棒」があり、また紀路（巨勢路）沿いに「コマユミ」「真弓川原」の名がみえることから檀乃・真弓と呼ばれる地域が天武・持統陵付近から高取町佐田に及ぶ広範囲であったと考える見方もある（和田1987）。そう考えるとカナヅカ古墳のある丘陵付近も檀乃岡と呼ばれていた地域に含まれる可能性もあり、『延喜式』にあるように吉備姫王檜隈墓の候補として蓋然性が高い古墳と考えておきたい。

以上、長々とカナヅカ古墳について検討してきたがデータの不足と推測に推測を重ねているため本来の姿を見失っている可能性もあり、また筆者の力不足で言い尽くせないところも多い。今回の小稿がカナヅカ古墳を考える上で、たたき台となってくれば幸いである。皆様の忌憚なきご批判・ご意見を賜らんことを切に希望して筆を置きたい。

小稿を執筆するにあたり次の諸氏から有益なご助言を賜った。また、資料の収集にあたって便宜をはかっていただいた。ご尽力を賜った各氏に感謝の意を表します。（五十音順、敬称略）相原嘉之、伊藤早苗、伊藤勇輔、今尾文昭、上野勝巳、奥田 尚、亀田 博、北村勇人、清岡廣子、小島 卓、土橋理子、鍋島隆宏、前坂尚志、森下章司、和田 萃、渡辺光子

小稿は亀田 博氏の「西内成郷と金塚」『季刊明日香風』に触発されてカナヅカ古墳についてさらに踏み込んでみようと試みたものであった。西内氏の古文書などについては亀田氏に多くのご教示・ご支援を得、取りかかったが平成12年4月、亀田氏の突然の訃報に接した。亀田氏に今回の小稿についてのご批判をいただけないのが非常に残念でならない。小稿をご霊前に捧げ、ご冥福をお祈りしたい。合掌。

## 註

- 1) 右側石の上段については石材が2石であれば抜き取ればすむはずであるのに、あえて割っているため、本来1石であった可能性が強い。一石であれば塚古墳の右側石と同様の構造となる。
- 2) 楔の形状からこの土壌の石取りは江戸時代前期に行われたものと考えられる。石材については檀原市南妙法寺付近で取れる石英閃緑岩が使われている。
- 3) 葉室石塚古墳出土の土器は、2000年3月6日に竹内街道歴史資料館で筆者が実測した。
- 4) 出土土器は口径が10cm以下と小さく飛鳥Ⅱ段階頃に比定できるが、口縁部には新しい要素もみられ、この点を重視すると土器の年代がやや新しくなる可能性もある。ただし出土位置が羨門部であることを考えると墓前祭祀に伴う遺物とも考えられる。古墳の築造年代のものとみるかはもう少し検討を要する土器である。
- 5) 欽明天皇檜隈坂合陵は現在明日香村平田の梅山古墳に指定されている。近年、檀原市見瀬町にある見瀬丸山古墳が宮内庁によって調査され全長26mの巨大な横穴式石室であることが確認されている。見瀬丸山古墳を欽明天皇陵にあてる説もあるが葺石の問題や欽明陵は「檜隈」に造られており、見瀬丸山古墳は「身狭」の地であるなど問題点も多い。よってここでは梅山古墳を欽明天皇陵と考えておきたい。
- 6) 欽明天皇の西側に想定されている下ツ道を東西兆域の西端と考えた場合でもカナヅカ古墳は兆域内に含まれる。

## 参考・引用文献

- 相原嘉之1996 「カナヅカ古墳（第1次）範囲確認調査『明日香村遺跡調査概報 平成7年度』明日香村教育委員会
- 相原嘉之1997 「カナヅカ古墳（第2次）範囲確認調査『明日香村遺跡調査概報 平成8年度』明日香村教育委員会
- 相原嘉之1997 「I大和 飛鳥・藤原地域の土器」「古代の土器5-1 7世紀の土器」古代の土器研究会
- 網干善教他1980 「奈良県高市郡明日香村越 岩屋山古墳―史跡環境整備事業に伴う事前調査概要―明日香村教育委員会
- 泉森 皎1991 「明日香野口カシノ尾遺跡の「石列」について」「季刊明日香風」38号 飛鳥保存財団
- 今尾文昭1985 「古記録にみる飛鳥猿石の遍歴」「末永先生米寿記念献呈論文集」坤 末永先生米寿記念会
- 上野勝巳1994 「石塚古墳」「王陵の谷・磯長谷古墳群―太子町の古墳墓―」太子町立竹之内街道歴史資料館
- 遠藤鎮雄1974 「聖蹟図志」「史料 天皇料―山陵志・前王廟陵記・山陵図絵―」新人物往來社
- 亀田 博1976 「塚平古墳」「天理市石上・豊田古墳群Ⅱ」奈良県文化財調査報告書第27集 奈良県立檀原考古学研究所
- 亀田 博1990 「明日香村飛鳥京跡発掘調査概報―第111次～113次および平田キタガワ遺跡の調査―」「奈良県遺跡調査概報（第1分冊）1987年度」檀原考古学研究所
- 亀田 博1999 「西内成郷と金塚」「季刊明日香風」73号 飛鳥保存財団
- 河上邦彦1997 「菖蒲池古墳の石室の系譜」「伊達先生古希記念古文化論叢」伊達先生古希記念論集刊行会
- 喜田貞吉1913 「上古の陵墓」「皇陵」日本歴史地理学会
- 清岡廣子1998 「カナヅカ古墳（第3次）範囲確認調査『明日香村遺跡調査概報 平成9年度』明日香村教育委員会
- 宮内庁諸陵部1999 「欽明天皇 檜隈坂合陵第2號」「陵墓地形図集成」学生社
- 齋藤美澄1890 「高市郡 陵墓・檜隈墓」「大和志料」上巻 奈良県教育委員会『大和志料（下）』歴史図書社1970年復刻
- 桜井市役所1979 「ムネサカ1号墳」「桜井市史」上巻 桜井市史編集委員会
- 白石太一郎1967 「岩屋山式の横穴式石室について」「ヒストリア」第49号 大阪歴史学会（『論集 終末期古墳』塙書房1987に再録）
- 白石太一郎他1978 「檀原市小谷古墳の測量調査」「青陵」39 檀原考古学研究所
- 白石太一郎1982 「畿内における古墳の終末」「国立歴史民俗博物館研究報告 第1集」国立歴史民俗博物館
- 菅谷文則・河上邦彦1973 「岩屋山古墳の墳丘測量調査」「青陵」22 檀原考古学研究所
- 高市郡役所1923 「高市郡古墳誌」復刻名著出版1971
- 伊達宗泰1974 「皇陵 平田岩屋古墳」「明日香村史」上巻 明日香村史刊行会
- 谷森善臣1857 「蘭笠のしづく」（『奈良県史3考古』名著出版1989に所収）
- 津川長道1829 「卯花日記」（『飛鳥京跡関係史料集（2）近世紀行文編所収』檀原考古学研究所 1980）

- 都出比呂志1998 「墳丘の型式 B前方後円墳の成立と変質」『古墳時代の研究7』雄山閣出版
- 天理大学歴史研究会1992 「奈良県天理市 峯塚古墳・西乗鞍古墳・鎌子塚古墳測量調査報告」『天理大学歴史研究会調査研究報告1』
- 西内成郷1890 「欽明天皇棺隈坂合御陵ノ陪冢保存ノ義ニ付」関連資料綴り『古物發掘』第26號 狭山文庫古文書93
- 広吉寿彦1953 「西内成郷」『高取町史』高取町史編纂委員会
- 藤井利章1985 「飛鳥谷古墳集団の復元とその歴史的意義」『末永先生米寿記念献呈論文集』乾 末永先生米寿記念会
- 藤田和尊他1987 「巨勢山323号墳」『巨勢山古墳群Ⅱ』御所市教育委員会
- 堀田啓一1992 「『絵図』にみる見瀬丸山古墳」『見瀬丸山古墳と天皇陵』雄山閣出版
- 泉 武1994 「舞谷3号墳の発掘調査」『舞谷古墳群の研究』磚柳墳研究会
- 村社仁史1986 「三室山二・三号墳測量調査―双墓の一例―」『花園史学』第7号 花園大学史学会
- 村社仁史1994 「七世紀への一視点からの考察―西宮古墳の調査から―」『花園史学』第15号 花園大学史学会
- 村社仁史1995 「奈良県生駒郡平群町 西宮古墳発掘調査概報」平群町教育委員会
- 森 浩一1970 「大阪府葉室古墳群の大方墳」『古代學研究』古代學研究會
- 森 浩一1971 「忘れられていた平田岩屋古墳」『青陵』17 橿原考古学研究所
- 和田 萃1979 「見瀬丸山古墳の被葬者」『日本書紀研究』第七冊 塙書房（後『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上 塙書房 1995 再録）
- 和田晴吾1995 「棺と古墳祭祀―「据えつける棺」と「持ち運ぶ棺」―」『立命館大学』第542号 立命館大学文学部

#### 挿図出典

- 第1図：奈良国立文化財研究所原図（1：2000）昭和31年
- 第2図：今尾1985より転載
- 第3図：上左、堀田1992より転載。上右、遠藤1974より転載。下、西内1890より転載
- 第4図：宮内庁諸陵部1999より転載
- 第5図：公図より再トレース
- 第6図：西内1890より転載
- 第7図：筆者作成
- 第8図：筆者作成
- 第9図：筆者作成
- 第10図：筆者作成
- 第11図：筆者作成
- 第12図：塚平古墳（亀田1976）より転載、一部加筆、巨勢山323号墳（藤田他1987）より転載、一部加筆、カナヅカ古墳筆者作成
- 第13図：筆者作成
- 第14図：筆者実測
- 第15図：筆者作成
- 第16図：筆者作成

（第3図下、第6図の掲載については奈良県立橿原考古学研究所〈考研 第 特別利用 146号〉の許可を得ている。）

---

**明日香村文化財調査研究紀要**

**一創刊号一**

発 行 明日香村教育委員会 文化財課  
〒634-0103  
奈良県高市郡明日香村飛鳥 1 1 2  
TEL 0744-54-5600 FAX 0744-54-5602

発行日 平成12年 3 月31日

印 刷 (株) 中 西 文 山 堂

---



**BULLETIN  
OF  
RESEARCH AND STUDY  
FOR  
CULTURAL HERITAGE  
IN  
THE ASUKA AREA  
VOL. I**

2 0 0 0

**PUBLISHED BY  
ASUKA VILLAGE BOARD OF EDUCATION**

**ASUKA, NARA, JAPAN**